

---

平成 24 年度海外農業情報調査分析事業(アジア)

---

## 第三部 タイ：コメに関する農家所得保証政策の変遷及び 大洪水がタイの農業政策に与えた影響

---

2013 年 3 月

プロマーコンサルティング



T: +81 (0)3 6222 0003, F: +81 (0)3 3206 0004

[www.promarconsulting.com](http://www.promarconsulting.com)

No. 3 Ishibashi Bldg. Suite 600,

1-10-12 Shinkawa Chuo-ku

*For further information about this report, please  
contact:*

Chisa Ogura

[cogura@promarconsulting.com](mailto:cogura@promarconsulting.com)



# 要旨

## タイにおける稲作

タイでは、農地面積の約半分を水田が占め、農業生産者のうち約7割が稲作に携わっている。また農村人口は総人口の約7割を占めており、コメの政治的な重要性が非常に高い。一方で、コメ生産量の約半分が輸出向けとなっており、タイの農水産物輸出のうち14.5%を占めて天然ゴムに次ぐ品目であって、経済的な面からも非常に重要な作物となっている。

## タイの経済発展と コメ政策の推移

タイでは、経済発展につれて1980年代にはコメの一人当たり消費量が減少する傾向が明らかになり、国内消費の伸びは頭打ちとなる一方、積極的な輸出先開拓に支えられてコメの輸出が大きく増加するようになった。政策的には、1970年代から価格支持を目的とした政府のコメ市場への買付介入が行われてきたが、これを1980年代初頭には現在の籾米担保融資制度（籾米を政府指定の精米所に預けて質入れし、それを担保として融資を受ける制度。ただし質入れした籾米を受け戻すことがほぼ無く、実質的には政府による買入れ制度と同じ。）として整えた。他方で、コメ輸出に課せられてきた輸出課徴金や輸出税についても、1980年代中旬には廃止した。こういった変化により、タイのコメ政策は、コメ生産に対して収奪的なものから保護的なものへと重心が移り始めた。

ただし籾米担保融資制度の導入後から1990年代までは、この制度は主に収穫が集中する時期の急激な価格低下から農家を保護する目的で運用されており、政策補助度合いは少なく、市場に与える影響力も乏しかった。しかし、タクシン政権（2001～2006年）下において、この制度は農村に対する支援政策の一環として、価格支持を目的として運用されるよう変質した。特にサムック政権下の2008年1～4月に、天候不順や原油価格高騰、各国の輸出規制導入や投機的資金流入等の複合的な影響から、国際コメ市場においてわずか4カ月でコメ価格が2倍になるという非常に急激な米価高騰が見られ、これを背景にして、籾米担保融資制度の融資基準米価も大幅に引き上げられた。

## 所得保証制度 (不足払い)の導入

2008年に成立した反タクシン派のアピシット政権に至って、籾米担保融資制度が一時期廃止されたが、同政権も都市部と農村部との間に存在する大きな所得格差の対策として農村への再分配を重視し、所得保証制度を導入した。所得保証制度では、国家コメ政策委員会が生産コストに一定の利益を上乗せして算出した保証価格に対し、指標価格設定委員会が市場実勢を反映して設定した指標価格がこれを下回った場合、その差額に対して農家に直接補填するもので、いわゆる不足払いの方式である。籾米担保融資制度が販売農家だけを対象としたのに比べて、所得保証制度は全ての農家を対象とし、政府支出額は2010/11年に673億バーツとなり、それまでの籾米担保融資制度に比べて、支出は大きく増加したとみられる。

## 籾米担保融資復活と 融資基準価格の 大幅引き上げ

しかし、2011年7月に実施された総選挙の結果、タイ貢献党のインラック政権が誕生した。同政権は農家支援拡充を最重点政策の一つに掲げ、価格保証制度から籾米担保融資制度への変更を政権公約としており、2011/12年以降、籾米担保融資制度が再び導入され、また融資基準単価も市場価格の1.5倍へと大幅に引き上げられた。

2011/12年に籾米担保融資制度を通じて政府に預け入れられたコメは、実に2,000万トンを超え、タイで同年生産されたコメの6割以上が政府に納入されたことになる。

籾米担保融資制度  
における財政負担

2011/12年に預け入れられたコメを担保として政府が融資した額は3,400億バーツ（約1兆200億円<sup>1</sup>）に上る。政府の融資基準価格は市価より1.5倍の価格に設定されているため、仮に政府在庫が現在の市価で放出されるとすると、1,000億バーツ（約3000億円）の損失が出ると推計され、膨大な財政負担となる。籾米担保融資制度は2012/13年もほぼ同じ条件で導入されており、この損失が2倍に膨らむ計算である。タイの財政赤字は現在のところ少ないが、籾米担保融資制度の赤字が今後実際に計上されると財政赤字は現在の3倍になる。タイでの経済発展が進むにつれて農村への所得再分配策が必要になっているとはいえ、財政規律の面から非常に大きな不安を抱えることになる。

輸出の急減と  
国際市場への影響

籾米担保融資制度によって民間輸出業者へ流れるコメが極端に減少し、一方で政府間貿易による輸出が進んでないことを背景に、2012年のタイのコメ輸出は前年から37%減少して695万トンとなった。タイは1990年代から世界最大のコメ輸出国として世界市場をリードしてきたが、2012年に1位の座を明け渡し、インドの1038万トン、ベトナムの772万トンを下回って3位に転落した。特にコメの輸出規制を導入したために在庫が膨らんでいたインドが、タイの輸出急減によって輸出先を確保して更に輸出を伸ばした格好で、世界的な貿易量はむしろ2011年よりも増加している。一方で、タイのコメ生産は2013年も比較的順調と見込まれ、今後タイ政府が抱え込んだ大量の政府在庫<sup>2</sup>をどのように処理するのかという点に、国際的な注目が集まっている。国際市況の推移は現時点では比較的軟調であるため、仮に国際価格を大きく下回る価格での政府輸出が活発になれば、米国等の輸出国がダンピングとしてWTOに提訴する可能性も出てくる。

\*\*\*

タイの大洪水の影響と  
洪水対策

2011年7～12月に起きたタイの大洪水により、特に中部穀倉地帯を中心にしたチャオプラヤ川流域を中心に、タイ全体で農地の13%が影響を受けた。稲作については、当初600万トンの被害予想が出されていたが、その後450万トンに修正され、洪水被害の出た雨季作全体の生産量では作付面積の増加や東北部の豊作等の影響により前年より2%増加している。また、乾季作は雨季作で洪水被害が出たことや、担保融資制度復活により農家の意欲も高く生産量が19%増加し、通年ベースで生産は7%増加した。一方、より深刻で長期に亘る被害が出たのは果樹等の多年生作物を栽培する園芸部門と、家畜を洪水で失った畜産業である。なお、被害農家に対しては、被害状況に応じ、直接補助金や融資返済免除・猶予等が与えられた。

今後のタイの洪水対策においては、水源地域から川下に至る各段階におけるゾーニングが重視されており、上流域においては貯水池を設け、氾濫原では農地の一部を遊水地と定めて水利設備と堤防を整備して洪水時の貯水機能を持たせ、下流域では放水路を整備する。その他に農業セクターでは、緊急飼料供与、牧草地の回復、灌漑・排水設備の復旧等の事業が実施されている。

<sup>1</sup> 1バーツ=3円として計算。

<sup>2</sup> 籾米担保融資制度で預け入れられたコメの多くは政府の認定する精米所に保管されているが、既に官民の倉庫ともに保管能力は上限に近づいているとみられる。

---

# はじめに

---

本冊子は、農林水産省委託事業「平成 24 年度海外農業情報調査分析事業(アジア)」のうち、「タイ：コメに関する農家所得保証政策の変遷及び大洪水がタイの農業政策に与えた影響」の調査報告をとりまとめたものである。

本報告では、1~3 章において、タイの農水産業や農水産物貿易におけるコメの状況、世界のコメ市場の概況を捉えた上で、タイの籾米担保融資制度に代表されるコメの保護政策の進展と内容、その影響や課題についてとりまとめている。4 章では、2011 年の洪水被害からの復興状況を説明する。

なお、事業の実施にあたって、アジア経済研究所 地域研究センター 次長 重富真一氏（議長）、東京外国語大学 大学院総合国際学研究院 宮田敏之 教授、農林中金総合研究所 基礎研究部 主任研究員 室屋有宏氏の 3 名を招いた検討委員会を 3 回開催し、事業実施と報告書とりまとめの各段階でご指導いただいた。また、2012 年 10 月 8 日~12 日において、タイにおいて計 8 機関（コメ輸出業者協会、商務省海外貿易局、農業省農業経済局、農業省コメ局、APTER、Knowledge Network Institute、カシコン・リサーチセンター、アユタヤ県農業事務所）、13 名の方に対してヒアリングを実施した。本事業の成果の多くは現地調査におけるタイ関係者に対するヒアリングに基づいており、ご協力いただいた方々に深く感謝している。本報告書が、今後のタイのコメ政策や輸出状況を把握し、国際コメ市場を理解する上での一助となれば幸いである。

プロマーコンサルティング  
常務取締役 吉田 里絵

# 目次

<b>1</b>	<b>タイの農業・畜産業・水産業とコメ</b> .....	<b>1</b>
1.1	タイの農畜水産業.....	1
1.2	タイのコメ生産概況.....	8
<b>2</b>	<b>タイの農水産物貿易とコメ</b> .....	<b>11</b>
2.1	タイの農水産物貿易.....	11
2.2	タイのコメ貿易と世界市場.....	14
<b>3</b>	<b>タイのコメに関する農家保護政策とその影響</b> .....	<b>21</b>
3.1	タイのコメに関する政策策定と施行に係る機構.....	21
3.2	籾米担保融資制度と所得保証制度.....	23
3.3	籾米担保融資制度に対する評価・批判等.....	34
3.4	籾米担保融資制度の影響・課題.....	37
<b>4</b>	<b>大洪水のタイ農業政策、対日輸出に対する影響</b> .....	<b>49</b>
4.1	被害・復旧状況.....	49
4.2	農業関連の洪水被害救済対策.....	53
4.3	洪水対策関係の主要事業.....	54
	<b>添付資料 1 参考文献</b> .....	<b>61</b>

# 図表目次

## 図

図 1	タイの地方行政区分	3
図 2	農地面積に占める割合	6
図 3	タイのコメ生産量の推移 (2002/03~2011/12)	8
図 4	タイの地域別雨季作・乾季作生産量 (2011/12 年)	9
図 5	主要コメ輸出国の輸出量推移	14
図 6	世界のコメの生産・貿易の推移	17
図 7	国別コメ輸出価格の推移 (2012 年 12 月まで)	18
図 8	籾米担保融資制度の仕組み	25
図 9	籾米担保融資制度の仕組み	26
図 10	市場価格 (農家庭先価格) と、籾米担保融資基準単価及び所得保証基準単価の比較 (うるち米 5%)	26
図 11	籾米担保融資制度受入れ量と生産量に占める受入れ割合の推移	27
図 12	所得保証制度の仕組み	28
図 13	タイのコメ流通経路	33
図 14	2011/12 年度産タイのコメ流通状況についての模式図	44
図 15	農家庭先価格とコメ輸出価格の推移	46
図 16	タイの 2011 年と 2012 年の洪水の状況	52
図 17	タイの洪水復旧に係る機関	54
図 18	水管理に関する国王のイニシアチブ	55
図 19	チャオプラヤ川流域の洪水対策ゾーニング図	58
図 20	チャオプラヤ川流域の洪水対策における遊水地設置プロジェクト配置図	59

## 表

表 1	タイの国内総生産 (GDP) の推移	1
表 2	タイの地域別総生産 (GRP) (2010)	1
表 3	タイの主要な作物作付面積の推移	4
表 4	タイの主要な作物生産量の推移	5
表 5	畜産飼養頭数の推移	6
表 6	水産業の水揚量・高の推移	7
表 7	タイのコメ作付面積・生産量・単収の推移	8
表 8	タイの農水産物輸出額の推移	12
表 9	タイの農水産物輸入額の推移	13
表 10	主要なコメ生産国需給 (2012 年)	15
表 11	タイ産コメの国別輸出量推移	19
表 12	コメ主要品目の輸出 (2008~2012 年の 1~5 月期)	20
表 13	タイの農業関連政府予算	22
表 14	籾米担保融資制度の変遷	23
表 15	籾米担保融資制度における参加農家、担保受入れ籾米量と総生産における割合	27
表 16	2011/12 年雨季作・2012 年乾季作・2012/13 年通年の籾米融資基準単価	30
表 17	2011/12 年雨季作・2012 年乾季作籾米担保融資制度の概要	31
表 18	2011/12 年雨季作・2012 年乾季作・2012/13 年雨季作の籾米担保融資進捗状況	32
表 19	2011/12 年雨季作・2012 年乾季作・2012/13 年雨季作の籾米担保融資受入れ状況	32
表 20	タイのコメ生産コストの推移	38
表 21	タイのコメ生産コスト内訳 (2012 年)	38
表 22	アユタヤ県農家の聞き取りによるコメ生産コスト内訳 (2012 年)	38
表 23	籾米担保融資制度と所得保証制度における農業・農業協同組合銀行 (BAAC) 融資額・政府支出額	41
表 24	タイ政府の財務指標の推移推計	42
表 25	米国農務省によるタイのコメ需給推計	43
表 26	タイ政府米売却に係る入札	45
表 27	コメの小売価格推移	46

表 28	洪水の被害状況.....	49
表 29	2011 年洪水の部門ごとの直接被害と損失額.....	50
表 30	2011 年洪水の GDP への影響.....	50
表 31	タイの 2011 年洪水被害に対する農家補償額.....	53
表 32	2011 年洪水後の再建と将来の開発のための 5 つの戦略と財源.....	55
表 33	チャオプラヤ川流域の統合・持続可能な洪水対策行動計画.....	56
表 34	JICA タイ王国 タイ農業セクター洪水対策プロジェクトの主要な内容.....	60



注)

本事業は、農林水産省の委託により、プロマーコンサルティングが実施したものであり、本報告書の執筆の責任はプロマーコンサルティングにある。

**[本事業担当者]**

プロマーコンサルティング

吉田 里絵	常務取締役	責任者
小倉 千沙	シニアコンサルタント	マネジャー・主執筆者
川江 心一	コンサルタント	調査員
黒木 彩子	シニアコンサルタント	調査員
ポール ツァイ	アナリスト	調査員
渡辺 直子	アシスタント	調査補助

**[換算レート]**

換算レートは特に注記の無い限り以下を使用した。

□ 円/ドル・バーツ/ドル換算レート

	円/ドル	バーツ/ドル	円/バーツ
2011年	79.97	30.5	2.6
2010年	88.09	31.7	2.8
2009年	93.52	34.3	2.7
2008年	104.23	33.4	3.1
2007年	117.93	34.6	3.4
2006年	116.25	37.9	3.1
2005年	109.64	40.3	2.7
2004年	108.28	40.3	2.7
2003年	116.41	41.5	2.8
2002年	125.60	43.0	2.9

出所) 財務省貿易統計、タイ銀行

- なお、2012年の換算数値は2.6円/バーツ、2013年の換算数値は3.0円/バーツを利用した。
- 農地面積：1ライ=0.16ha

# 1 タイの農業・畜産業・水産業とコメ

本章では、稲作を中心として、タイの農畜産業・水産業の近況についてとりまとめる。

## 1.1 タイの農畜水産業

### GDP における農林水産業

タイの国内総生産（GDP）のうち農林水産業セクターは、2012 年に 1.39 兆バーツ（約 3.6 兆円）と、GDP 総額の 12.2%を占めた。コメ、トウモロコシ、パーム油、天然ゴム、砂糖等の農産物の国際価格上昇によって、2008 年頃から農林水産業セクターがタイの GDP に占める割合が増加している。（表 1 参照）

タイ経済の中での大きな課題の一つは、タイ東北部、北部の経済発展が遅れていることで、両地域を合するとタイの人口約 6,800 万人の半分を占めているが、一人当たり地域総生産額はバンコク周辺が 41 万バーツあることに比べ、東北部では 4.5 万バーツ、北部は 6.8 万バーツとバンコク周辺の 1~2 割のレベルに留まっている。農業への依存割合も高く、農林水産業が地域総生産（GRP）に占める割合は、東北部で 21.2%、北部で 27.1%となっている。このほか、人口の 14%を占める南部はさらに農業依存度が高く GRP の 36.6%を農林水産業が占めるが、オイルパームや天然ゴム等の生産が盛んで、稲作の他にはトウモロコシやキャッサバ生産が中心となる東北部や北部に比べると、一人当たり GRP は多少高い。（表 2 参照）

表 1 タイの国内総生産（GDP）の推移

	単位：10 億バーツ						
	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
農林水産業	845	910	1,050	1,037	1,252	1,406	1,385
工業	2,749	3,038	3,164	3,088	3,600	3,583	3,867
流通(卸・小売・修繕)	1,117	1,207	1,288	1,273	1,324	1,354	1,462
運輸・通信	569	626	645	647	688	716	782
宿泊・飲食業	386	417	440	440	479	519	592
その他	2,180	2,327	2,493	2,558	2,762	2,962	3,275
<b>GDP 合計</b>	<b>7,845</b>	<b>8,525</b>	<b>9,080</b>	<b>9,042</b>	<b>10,105</b>	<b>10,540</b>	<b>11,363</b>
人口(百万人)	65.6	66.0	66.5	66.9	67.3	67.6	67.9
1 人当たり GDP(千バーツ)	120	129	137	135	150	156	167
<b>農林水産部門シェア</b>	<b>10.8%</b>	<b>10.7%</b>	<b>11.6%</b>	<b>11.5%</b>	<b>12.4%</b>	<b>13.3%</b>	<b>12.2%</b>

出所) 国家経済社会開発庁 (NESDB)

表 2 タイの地域別総生産（GRP）（2010）

	単位：10 億バーツ						
	東北部	北部	南部	東部	西部	中部	バンコク周辺
農林水産業 GRP	216	224	405	162	74	46	47
GRP 合計	1,018	828	1,108	2,027	388	664	4,774
1 人当たり GRP(千バーツ)	45	68	118	442	105	218	413
人口(千人)	22,878	12,176	9,378	4,587	3,686	3,044	11,562
<b>農林水産部門シェア</b>	<b>21.2%</b>	<b>27.1%</b>	<b>36.6%</b>	<b>8.0%</b>	<b>19.1%</b>	<b>6.9%</b>	<b>1.0%</b>

出所) 国家経済社会開発庁 (NESDB)

### 主要な作物<sup>3</sup>

タイで最も作付面積が広いのは水稻で、乾季作が増加し、さらに乾季中に複数作が可能になっているため、のべ作付面積が拡大して、2011 年は 1,248 万ヘクタール、粳米生産量は 3,424 万トンとなった。

作付面積では、コメに次いで天然ゴムの生産が多く、2011 年には 300 万ヘクタールとなった。生産面積の 7 割程度は南部に位置するが、タイ政府は 2004～2009 年にかけて天然ゴム生産振興のために東北部を中心に無料の苗配布等を行い、キャッサバやトウモロコシ等の生産地に天然ゴムが植栽されるような例が増え、東北部での生産も徐々に増加している。タイは世界の生産量の 30%、輸出量の 35%を占める最大の天然ゴム生産国である。タイの洪水と中国の需要増等が契機となって 2011 年に記録的な高値を付けたが、その後価格が下がり、タイ政府は東京及び上海の商品取引所での天然ゴム買入れ介入を行う<sup>4</sup>、あるいはインドネシア等の輸出国と出荷量の調整を行うなどの対策を導入している。さらに、タイ政府は国内においても市場介入を実施、2012 年はその予算として 300 億バーツを確保した<sup>5</sup>。

耕種作物では、北部・東北部・中部においてサトウキビ生産が増加して、収穫面積では 2011 年に 129 万ヘクタールとなった。製糖工場のサトウキビ買入れ価格には政府が介入しており、比較的価格が高い状況が維持されている。トウモロコシやキャッサバからの転作のほか、灌漑整備されていない天水田をサトウキビに転用する例も多くみられた。タイはブラジルに次いで 2 位の砂糖輸出国である。また、廃糖蜜を原料としてバイオエタノールが生産されている。

このほか、北部・東北部を中心に、キャッサバ、トウモロコシがそれぞれ生産面積 120 万ヘクタール、113 万ヘクタールとなっている。キャッサバは約 55%がでん粉に、約 45%が飼料用のチップに加工され、でん粉では 6～7 割が中国・台湾・日本等へ輸出、チップは約 8 割が中国向けの輸出に充てられているほか、キャッサバ由来のバイオエタノール生産も振興されている。後述するコメと同じく担保融資制度が導入されており、価格の下支えがある。トウモロコシは主に国内の飼料用に用いられる。トウモロコシもかつては担保融資制度の対象品目であり、新しく導入提案がなされている。

南部ではオイルパーム、ココナッツ、コーヒー、ドリアン等、北部ではロンガン、ライチなど、油糧や果樹等の永年作物も多く生産されている。

<sup>3</sup> (木下 & 前田 2012)、(前田 2011)、(林 & 佐々木 2008)等を参照した。

<sup>4</sup> 時事通信社、2012 年 5 月 22 日付記事「続伸＝タイ政府のゴム調達に全般をサポートー東京ゴム（2 2 日）」  
<http://commodities.reuters.co.jp/default.asp?pg=story&newstype=rubber&story=20120522JA25.XML>  
Bangkok Post 紙、2012 年 5 月 18 日付記事「SET hits lowest close since March」

<sup>5</sup> Bangkok Post 紙、2013 年 2 月 24 日付記事「Minister shocked by massive storeof rotting rubber」  
Bangkok Post 紙、2013 年 1 月 2 日付記事「Thailand: Rubber exports bounce back」

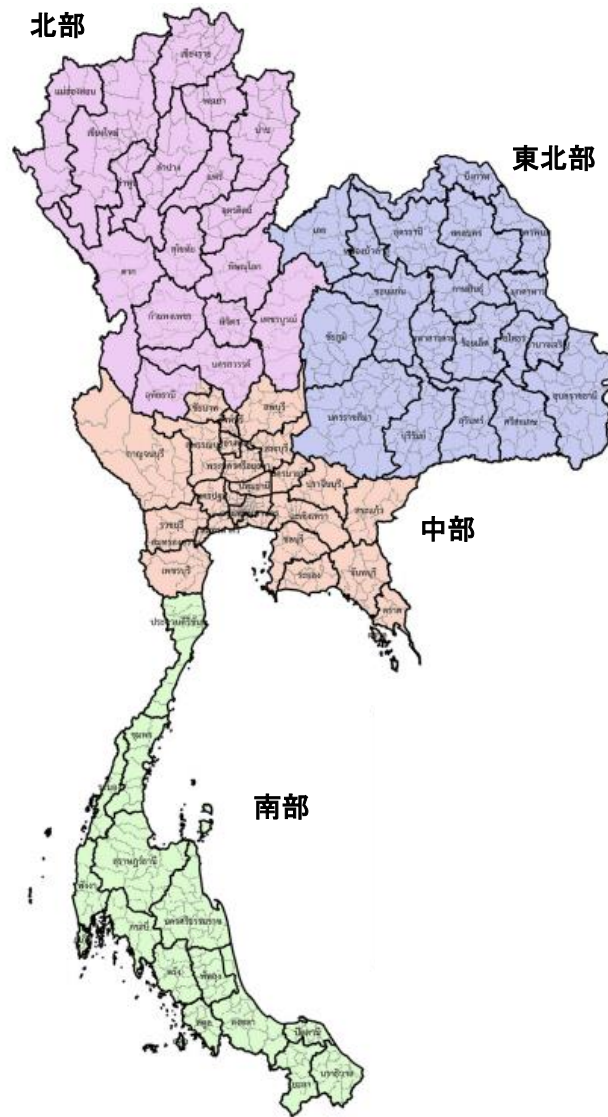


図 1 タイの地方行政区分

出所) 農業協同組合省農業経済局 (OAE) 「2011 年タイ農業統計」

表 3 タイの主要な作物作付面積の推移

	単位：千ヘクタール						
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
<b>穀物・砂糖/でん粉原料・油糧種子</b>							
コメ	10,828	10,819	11,230	11,172	11,635	12,908	12,478
サトウキビ*	965	1,010	1,054	964	1,010	1,259	1,289
キャッサバ	1,109	1,220	1,240	1,373	1,227	1,184	1,199
トウモロコシ	1,105	1,025	1,018	1,071	1,136	1,160	1,125
オイルパーム	440	473	512	588	622	652	662
ココナッツ	270	261	258	247	239	232	217
ムングビーン	162	153	152	145	136	137	152
大豆	149	142	131	120	110	92	91
ゴマ	65	65	65	66	66	66	66
落花生	41	40	34	34	30	29	30
トウゴマ	13	13	13	13	13	13	13
<b>果実</b>							
ロンガン	162	161	162	166	167	166	164
パイナップル	104	104	97	101	98	99	106
ドリアン	133	130	123	116	109	106	105
マンゴスチン	74	77	79	78	78	77	76
ロンコン（ランサ）	68	71	74	74	74	74	73
ランブータン	83	78	71	65	60	58	56
ライチ	28	29	29	27	25	25	24
タンジェリン	77	68	54	46	38	24	18
レモン	18	18	18	17	16	16	15
バナナ	13	14	14	14	14	14	14
グアバ	9	8	7	7	7	7	6
<b>野菜</b>							
ベビーコーン	39	35	29	36	37	37	36
トウモロコシ	24	24	24	24	24	24	24
ネギ	18	17	17	17	17	16	16
ニンニク	13	12	14	11	11	12	13
ジャガイモ	8	8	8	8	10	10	10
トマト	8	6	6	6	6	6	6
玉ねぎ	2	2	2	2	2	2	2
<b>特種作物</b>							
天然ゴム	2,177	2,297	2,458	2,675	2,761	2,895	3,002
コーヒー	71	70	65	61	61	55	51
ラン	3	3	3	3	4	4	3
コショウ	3	3	3	2	2	2	1

出所) 農業協同組合省農業経済局(OAE)「2011年タイ農業統計」

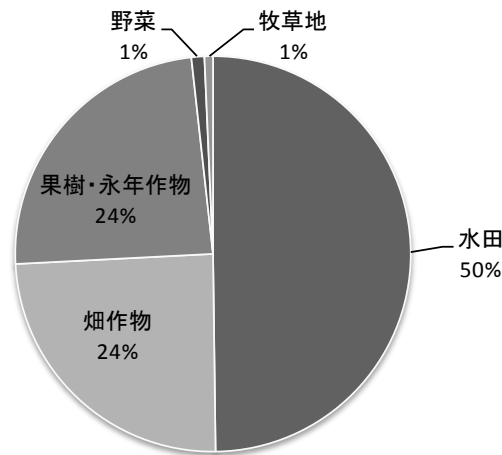
注) \*サトウキビのみ収穫面積

表 4 タイの主要な作物生産量の推移

単位：千トン

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
<b>穀物・砂糖/でん粉原料・油糧種子</b>							
コメ	30,292	29,642	32,099	31,650	32,116	35,583	34,243
サトウキビ*	47,658	64,365	73,502	66,816	68,808	95,950	101,032
キャッサバ	22,584	26,916	25,156	30,088	22,006	21,912	24,848
トウモロコシ	4,094	3,918	3,890	4,249	4,616	4,683	4,612
オイルパーム	5,003	6,715	6,390	9,271	8,163	8,223	10,777
ココナッツ	1,940	1,815	1,722	1,484	1,381	1,247	1,055
ムングビーン	112	113	114	100	98	98	104
大豆	226	215	201	187	176	152	151
ゴマ	42	41	43	44	46	48	49
落花生	67	65	54	53	46	46	48
トウゴマ	10	10	11	11	12	12	11
<b>果実</b>							
ロンガン	712	472	495	477	623	525	772
パイナップル	2,183	2,705	2,185	2,278	1,895	1,966	2,593
ドリアン	651	623	751	638	662	568	509
マンゴスチン	212	148	348	175	271	251	146
ロンコン（ランサ）	192	125	236	101	158	152	84
ランブータン	514	436	489	404	371	347	307
ライチ	79	74	74	53	83	44	37
タンジェリン	765	872	757	647	515	280	215
レモン	174	173	174	163	153	141	120
バナナ	225	230	233	237	240	242	231
グアバ	132	134	118	123	114	100	95
<b>野菜</b>							
ベビーコーン	305	248	222	260	269	268	260
トウモロコシ	42	43	44	46	46	47	48
ネギ	225	209	199	202	181	195	205
ニンニク	81	75	86	71	68	76	79
ジャガイモ	119	126	114	126	135	146	155
トマト	196	123	122	140	146	127	145
玉ねぎ	38	53	46	45	46	50	52
<b>特種作物</b>							
天然ゴム	2,980	3,071	3,022	3,167	3,090	3,052	3,349
コーヒー	47	56	50	56	49	42	42
ラン	46	46	49	52	52	54	46
コショウ	14	12	10	6	7	6	4

出所）農業協同組合省農業経済局（OAE）「2011年タイ農業統計」



計 2,286 万ヘクタール

図 2 農地面積に占める割合

出所) 農業協同組合省農業経済局 (OAE) 「2011 年タイ農業統計」

タイの国土面積 5,131 万ヘクタールのうち、農家所有地が 2,431 万ヘクタール、このうち住宅用地や未利用地等を除く農地面積が 2,286 万ヘクタールである。うち、約半分を占めるのが水田で 1,146 万ヘクタールとなっている。2010 年にタイの農家数は 588 万戸であり、農家所有地は 1 戸平均 4.1 ヘクタール、農地面積は 1 戸平均 3.9 ヘクタールとなる。

## 畜産業<sup>6</sup>

タイのブロイラー産業は、日本等への輸出需要を背景に飼料産業との垂直統合が進んで大きく成長したが、2004 年の鳥インフルエンザ発生の影響で、ブロイラー、産卵鶏、地鶏ともに飼養数が大きく減少した。その後、緩やかに回復し、2011 年になって飼養頭数がようやく発生前のレベルにまで戻った。国内の鶏肉需要が拡大しており、輸出も日本や EU への加熱加工品は増加している。

養豚も飼料産業との垂直統合が非常に進んでいる産業である。鳥インフルエンザの影響による代替需要で 2005 年～2007 年にかけて飼養頭数が大幅に増加したが、その後養鶏産業の回復に従って飼養頭数は 750 万頭前後に落ち着いている。日本や EU に調製品を輸出しているほか、近隣諸国への生体輸出、香港への冷凍・冷蔵肉輸出もみられる。

表 5 畜産飼養頭数の推移

	単位：千頭（羽）								
	牛	乳牛	水牛	豚	ブロイラー	産卵鶏	地鶏	肉用鴨	卵用鴨
2002	4,820	377	1,613	6,879	132,359	40,681	62,193	9,937	6,384
2003	5,048	393	1,690	7,064	136,086	41,019	63,982	9,831	6,598
2004	5,297	445	1,738	7,254	142,607	41,514	66,835	9,182	5,871
2005	5,610	497	1,771	7,534	102,996	29,981	54,395	8,917	6,297
2006	6,042	522	1,763	7,688	115,964	33,957	53,281	9,305	6,466
2007	6,481	495	1,744	8,381	119,366	35,131	54,609	9,370	6,320
2008	6,700	494	1,699	7,845	123,570	36,742	58,838	9,762	6,500
2009	6,647	495	1,671	7,481	129,623	38,721	59,864	9,790	6,588
2010	6,498	525	1,623	7,624	131,332	39,424	61,162	9,876	6,485
2011	5,891	556	1,588	7,786	137,647	40,450	62,615	9,736	6,377

出所) 農業協同組合省農業経済局 (OAE) 「2011 年タイ農業統計」

<sup>6</sup> (吉村 & 佐々木 2010)、(山本 2004)、(林 et al. 2007)、(植田 2012)、等を参照した

タイは豪州やニュージーランド等から牛肉を輸入しており、タクシン政権下では「肉牛百万頭計画」を推進、2007年には新たな肉用牛生産振興政策として農業・農業協同組合銀行（BAAC）から導入資金を融資するなど、肉用牛・水牛の生産振興策を継続的に行ってきたが、2008年以降、飼養頭数は減少している。

タイの酪農では、ホルスタイン種等の導入が振興されて、現在はホルスタイン種と在来種を掛け合わせた熱帯ホルスタイン種が約8割を占める。酪農ボードが設置されており、供給管理が行われている。

## 水産業<sup>7</sup>

タイの排他的経済水域は31.6万平方キロメートルに及び、内水面も3750平方キロメートルと、世界の中でも水産業が比較的良く発達している国の一つである。タイの水産物水揚げ量は2009年に329万トンであり、水揚高は1,417億バーツ（約3,900億円）であった。水揚高では、内水面が23%、海上が77%を占める。内水面養殖が増加している一方で、海上漁業は減少傾向にあり、全体として水揚量は2000年後半以降、減少している。

最も重要な水産物はエビで、内水面水揚高の16%、海上水揚高の60%をエビが占めている。他に内水面養殖では、ティラピア、ナマズ等の生産が盛んである。海上漁業では、エビに次いでイカとカニが多く、他にサバやイワシ、アンチョビ等の魚種の漁獲もある。タイの水産加工では、これら自国での水揚げの他に、多くの魚介類を各地から輸入して国内で加工し、日本、米国、EU等に再輸出している。

表 6 水産業の水揚量・高の推移

	内水面		海上		合計	
	000トン	百万バーツ	000トン	百万バーツ	000トン	百万バーツ
2000	473	15,458	3,241	142,145	3,713	157,603
2001	482	16,329	3,166	122,290	3,648	138,620
2002	493	17,278	3,304	115,013	3,797	132,291
2003	560	20,255	3,355	111,687	3,914	131,942
2004	727	26,749	3,372	111,051	4,100	137,800
2005	738	28,015	3,380	113,011	4,119	141,026
2006	741	28,631	3,312	118,337	4,053	146,967
2007	751	30,354	2,925	107,977	3,675	138,331
2008	751	32,016	2,453	97,292	3,204	129,308
2009	729	32,411	2,559	109,325	3,287	141,736

出所) 農業協同組合省農業経済局 (OAE) 「2011年タイ農業統計」

<sup>7</sup> (FAO 2009)等を参照した。



## 1.2 タイのコメ生産概況

タイではコメ生産量の約半分が輸出向けとなっており、好調な輸出需要に支えられて、コメ生産量は増加傾向にある。生産増を牽引したのは乾季作の拡大である。タイでは中部・北部において、灌漑・排水設備が導入され、また乾季中に複数回の収穫が可能となる生育日数の短い品種が普及してきたため、2年5期作<sup>8</sup>が可能となり、乾季作の生産量が拡大した。

タイのコメ生産は 2011/12 年雨季作は大洪水があったにも関わらず、前年より 2%増となった。2012 年乾季作は作付けの拡大と好天により、前年より 19%拡大した。2012/13 年雨季作は後述するように籾米担保融資制度が復活して政府の価格支持水準が高くなっていることが好材料となっており、作付面積・単収が増加し、2010/11 年の水準を上回る 2,701 万トンの収穫が見込まれている。

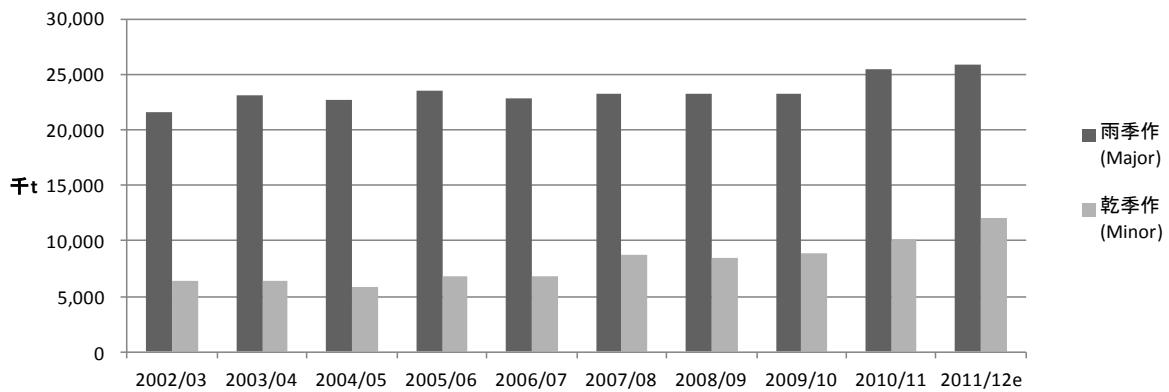


図 3 タイのコメ生産量の推移 (2002/03~2011/12)

出所) 下表

表 7 タイのコメ作付面積・生産量・単収の推移

乾季作・雨季作計				雨季作 (Major)				乾季作 (Minor)			
				一般に 5 月作付け～10 月収穫 南部は 7 月作付け～翌年 2 月収穫				一般に 11 月作付け～翌年 3~9 月収穫 南部は 3 月作付け～6 月収穫 (地域によっては数度作付け可能。)			
作付のべ面積	生産量	単収		作付のべ面積	生産量	単収		作付のべ面積	生産量	単収	
千 ha	千 t	t/ha		千 ha	千 t	t/ha		千 ha	千 t	t/ha	
2002/03	10,631	27,992	2.63	2002	9,105	21,566	2.37	2003	1,525	6,426	4.21
2003/04	10,625	29,474	2.77	2003	9,116	23,142	2.54	2004	1,509	6,332	4.20
2004/05	10,651	28,538	2.68	2004	9,224	22,650	2.46	2005	1,426	5,888	4.13
2005/06	10,828	30,292	2.80	2005	9,244	23,539	2.55	2006	1,584	6,753	4.26
2006/07	10,819	29,642	2.74	2006	9,207	22,840	2.48	2007	1,612	6,802	4.22
2007/08	11,230	32,099	2.86	2007	9,182	23,308	2.54	2008	2,048	8,791	4.29
2008/09	11,172	31,650	2.83	2008	9,188	23,235	2.53	2009	1,984	8,415	4.24
2009/10	11,635	32,116	2.76	2009	9,200	23,253	2.53	2010	2,436	8,863	3.64
2010/11	12,908	35,583	2.76	2010	10,332	25,442	2.46	2011	2,576	10,141	3.94
2011/12e	13,320	37,977	2.85	2011	10,475	25,932	2.47	2012e	2,845	12,045	4.14
2012/13p	na	na	na	2012e	10,425	27,008	2.59	2013p	na	na	na

出所) 農業協同組合省農業経済局 (OAE) 「2011 年タイ農業統計」、雨季作 2011、2012e、乾季作 2012e は、農業協同組合省農業経済局推計 注) e:推計、p:予測

<sup>8</sup> ただし、害虫 (トビイロウンカ) 防除の観点からは、1 年 2 期作が推奨されている。

タイの稲作は GDP では農業部門のうち約 1 割程度のシェアであるが、農地の約半分が水田で、農業生産者のうち約 7 割が稲作に携わっており、さらに農村人口の総人口におけるシェアは 7 割あって、コメの政治的な重要性は非常に高い。稲作農家数は約 370 万戸である。

## 地域区分<sup>9</sup>

タイの稲作のうち中部及び北部下部では、1970 年代から灌漑整備が進み、非感光性品種<sup>10</sup>が導入されて乾季作が普及した。近年はコメ価格が比較的高水準にあることから、乾季作の作付が大きく増加し、平均で 1 年 2 回作付けとなっている（下図参照）。この地域では、生産者と地主が分離してきており、借地の割合が比較的高い。タイコメ農家協会では稲作用水田の約 40%が既に稲作農民以外の所有と推計している<sup>11</sup>。また、作業の受委託が進んでおり、生産者は水管理等の一部の作業は自分で行うが、整地・播種・雑草防除・農薬散布・収穫作業等を外部労働力に委託する。播種は直播が主流である。収穫作業は機械化されており、大型のコンバインを持つ農家が、近隣あるいは場合によっては遠方まで出向いて収穫から精米所への出荷までを請け負う<sup>12</sup>。高齢化が進んでいることが背景にあり、Knowledge Network Institute of Thailand の Somporn Isvilanonda 氏<sup>13</sup>によれば、稲作農家の平均年齢は 52 歳であり、現在は家庭労働力を使うのは 1 ライ (0.16 ヘクタール) あたり、わずか 3 日間程度にしかすぎない。種子や農薬の購入費用、作業委託費用等、現金支出が多いことから、運転資金の確保が必要で、多くの農家が財務省傘下の政府系金融機関である農業・農業協同組合銀行 (BAAC) から融資を受けている。こういった外部委託の増加と借地の増加によって、稲作農家が得られるマージンは減少している。このため、中部の農家は価格に非常に敏感に反応するようになっており、コメ価格問題がしばしば社会運動に発展している。なお、中部では非常に大型の精米工場が多く、小ロットでの精米が難しいため、農家は生産されたコメの全てを精米所に販売して、自家消費用のコメは別途購入するという形態が主流になっているものとみられる。

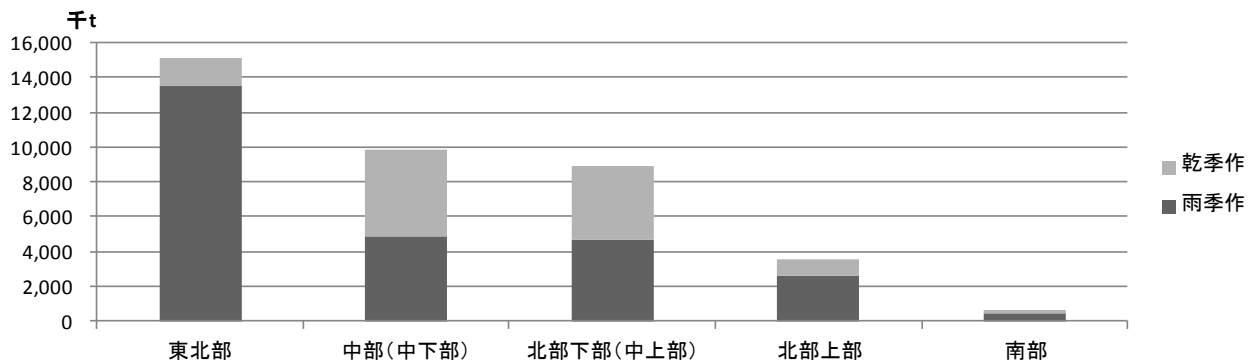


図 4 タイの地域別雨季作・乾季作生産量 (2011/12 年)

出所) 農業協同組合省農業経済局

注) 行政地域 4 分類における北部のうち、チェンライ、パヤオ、ラムパーン、ラムプーン、チェンマイ、メーホンソーン、プレー、ナン、ウッタラディット、タークを北部上部、カムペンペット、スコタイ、ピッサヌローク、ピット、ナコーンサワン、ウタイターニー、ペッチャブーンを北部下部とした。北部下部は、行政地域 6 分類では中部に分類されるエリアであり、営農形態は中部と類似している。

<sup>9</sup> 主に(重富 1996)を参照した。

<sup>10</sup> 植物は、日照時間や気温、降水量などの気象条件を感知することによって季節の変化に対応するが、この中で、日照時間の変化を感知して反応する性質を「感光性」と呼ぶ。稲は本来、感光性の強い植物であり、日照時間の長さに応じて出穂時期が決まる。ただし、低緯度地域 (タイなどの熱帯) には感光性の強い品種が適しているが、高緯度地域 (日本などの温帯) には感光性の弱い品種が適しており、日本の稲は感光性が弱められた品種である。タイでも、日照時間が減少する乾季に稲を栽培するためには、感光性の弱い品種を作付する必要がある。

<sup>11</sup> 2012 年 8 月 7 日付 Nation 記事 Rice associations, farmers call for urgent review of pledging policy

<sup>12</sup> 本事業においてインタビューした大型コンバインを 3 台所有する農家は、中部地域のアユタヤ県に位置するが、東北部までコンバインを輸送して稲刈りサービスを提供しており、アセアンでサービス貿易の自由化が完成すれば、カンボジアやミャンマー等でもサービス提供したいと述べている。

<sup>13</sup> 2012 年 10 月 10 日の Knowledge Network Institute of Thailand でのインタビュー

一方、東北部は天水田に依存しており、ほとんど雨季のみの作付けとなっている。雨季作では、タイのコメ生産の約半分が東北部で生産されている。この地域は、高品質コメとして世界的に有名なホームマリ米（ジャスミン米、香り米の 1 種）の生産中心地となっているほか、自家消費用のもち米も広く栽培されている。ホームマリ米は、感光性が強く、雨季作でのみ栽培可能で、塩分が高く養分が低い土壌で栽培すると香りが良く、タイでの栽培適地は東北に限られる。東北部は天水田に依存しており、毎年の収量変動幅が大きいことから、農家は当年の収穫を全て自給用として確保しておいた上で、翌年の作況を見て、状況が良ければ販売を行う。農業で得られる現金収入が少なく、出稼ぎが多い。東北部でも農地整備は徐々に進んできており、直播や収穫機が導入されている<sup>14</sup>。東北部では小型の精米所が残っており、生産したコメの一部を自家用としている。

北部上部は、平地から中山間・山間地に位置し、このうち平地では古くから灌漑が整備されているが、中山間では天水依存が多くなり、山間部では陸稲が作付されている。ここで作付されているコメの多くはモチ米である。自家消費される部分が多い。中部・東北部に比べてより集約的な生産形態で、棚田等もみられ、農家 1 人当たりの経営面積は他の地方と比べて小さい。

---

<sup>14</sup> 「東南アジアの天水田稲作における産米林の機能解明と活用」ウェブサイト  
<http://www1.gifu-u.ac.jp/~miya/tree&rice/treericeopen.htm>

## 2 タイの農水産物貿易とコメ

本章では、コメを中心として、タイの農水産物輸出の近況についてとりまとめる。

### 2.1 タイの農水産物貿易

#### 輸出

タイの農水産物輸出は、2007 年の 8508 億バーツから 2011 年の 1 兆 4477 億バーツへ拡大し、輸出総額に占める割合は 21.0%に及んだ。最大の農水産物の輸出品目は天然ゴムである。天然ゴムの輸出量では 2007 年に 297 万トンであったところ、2011 年には 300 万トンとほとんど変わらないが、天然ゴム価格の急騰によって輸出額は 2 倍の 4409 億バーツとなっている。ただし、2012 年には価格は前年の 6~7 割の水準に下落した。（12 頁表 9 参照）

天然ゴムに次ぐ輸出品目がコメとコメ関連製品である。2011 年には 2105 億バーツと、農水産物輸出額の 14.5%、総輸出額の 3.1%を占め、重要な輸出品目となっている。天然ゴムと並んで近年の国際価格高騰を背景に輸出額が大きく増加しているのは砂糖・砂糖製品で、2011 年には 1169 億バーツの輸出があった。タイはブラジルに次ぐ砂糖輸出国である。そのほか、魚・魚製品、エビ・エビ製品、果実・果実製品、キャッサバ関連製品、鶏肉加工品等が主要な輸出品目である。

相手国では、2010 年から日本に代わって中国が最大の輸出相手国となっている。日本や米国の他、近隣のマレーシア、インドネシア等への輸出も増加している。

#### 輸入

タイの農水産物輸入は、2011 年は 3791 億バーツであり、全体として大幅な輸出超過となっている。主な輸入品目は魚・魚製品であり、733 億バーツで、これは国内加工原料として利用されたのち、再輸出されるものが多く含まれると考えられる。次いで、飼料用粕等、大豆、綿花の輸入が多く、それぞれ 481 億バーツ、344 億バーツ、342 億バーツとなっている。（13 頁表 10 参照）

相手国では、米国、ブラジル、中国、豪州等が主要相手国となった。

表 8 タイの農水産物輸出額の推移

単位：百万バーツ

	2007	2008	2009	2010	2011
輸出計	5,296,507	5,850,777	5,194,445	6,176,170	6,882,642
農水産物計	850,816	1,054,074	964,945	1,135,750	1,447,716
	16.1%	18.0%	18.6%	18.4%	21.0%
<b>品目別</b>					
天然ゴム	206,203	241,314	174,984	296,380	440,890
コメ・コメ製品	126,872	213,421	183,433	180,727	210,527
砂糖・砂糖製品	48,797	54,748	68,748	76,327	116,949
魚・魚製品	85,173	107,812	97,566	99,039	112,150
エビ・エビ製品	82,626	85,081	94,139	101,632	111,018
果実・果実製品	52,537	59,785	60,757	63,072	81,513
キャッサバ・加工品	47,931	47,721	51,641	68,503	79,658
鶏肉加工品	33,045	51,623	48,849	52,230	60,362
野菜・野菜製品	19,180	19,271	19,482	19,238	21,425
飼料用粕等	10,696	12,936	13,831	16,409	17,613
その他	137,756	160,361	151,514	162,193	195,611
<b>国別</b>					
中国	101,348	107,252	125,404	177,060	263,981
日本	122,249	152,140	135,566	160,104	203,937
米国	113,891	127,014	122,163	137,487	156,294
マレーシア	59,672	71,772	52,649	71,248	89,106
インドネシア	26,721	26,705	24,739	35,702	53,406
韓国	21,467	30,421	19,232	30,032	48,190
英国	25,664	32,044	30,394	31,952	35,750
ベトナム	13,615	16,686	20,221	24,197	27,700
豪州	16,321	20,335	19,765	21,647	25,469
カンボジア	9,833	13,868	17,196	19,795	24,482
その他	340,035	455,836	397,616	426,525	519,401

出所) 農業協同組合省農業経済局 (OAE) 「2011 年タイ農業統計」

表 9 タイの農水産物輸入額の推移

単位：百万バーツ

	2007	2008	2009	2010	2011
輸入計	4,870,186	5,962,482	4,601,982	5,839,975	6,973,650
農水産物計	235,758	319,467	272,294	310,840	379,060
	4.8%	5.4%	5.9%	5.3%	5.4%
<b>品目別</b>					
魚・魚製品	53,082	71,511	59,177	59,515	73,304
飼料用粕等	31,016	48,021	43,504	47,513	48,088
大豆	19,456	32,226	23,813	25,799	34,354
綿花	18,720	23,946	16,679	23,327	34,188
果実・果実製品	11,356	13,817	14,151	16,178	19,726
乳製品	16,196	17,939	9,663	15,393	18,430
デュラム小麦	8,961	11,046	10,816	14,169	15,387
ペーカリー製品	8,782	12,182	11,553	12,553	14,964
野菜・野菜製品	5,928	6,954	7,809	8,804	11,010
飲料	7,154	8,713	7,403	8,176	9,857
その他	55,106	73,113	67,727	79,413	99,752
<b>国別</b>					
米国	32,770	43,784	41,923	43,189	55,798
ブラジル	19,290	41,366	31,786	38,546	43,887
中国	18,421	22,870	23,904	25,515	33,946
豪州	11,004	16,689	16,590	19,621	25,713
インドネシア	11,928	12,583	11,275	12,980	17,407
マレーシア	8,354	10,906	9,120	11,228	15,921
アルゼンチン	14,004	16,979	12,488	14,336	15,226
インド	8,324	16,015	10,249	11,217	14,976
ニュージーランド	9,309	11,044	7,260	10,978	13,056
台湾	8,749	12,126	8,500	10,566	10,012
その他	93,606	115,103	99,198	112,609	133,118

出所) 農業協同組合省農業経済局 (OAE) 「2011 年タイ農業統計」

## 2.2 タイのコメ貿易と世界市場

### 2.2.1 世界のコメ輸出におけるタイ

タイはコメ輸出で世界をリードする国として 90 年代から 2000 年代初頭にかけて大きく成長を続けた。2011 年の大洪水による雨季米の生産量減少は乾季米生産増によってある程度カバーされ、年間を通じての生産量にはそれほど影響を与えなかったが、2011 年に復活した籾米担保融資制度によって政府が市場価格を大きく上回る価格での買い上げを急拡大したために民間輸出業者へ流れるコメが極端に減少したことによって、2012 年のタイ産のコメ輸出は前年から 37%減少して 695 万トン<sup>15</sup>となった。米国農務省は、インドの 1038 万トン、ベトナムの 772 万トンを下回り、タイは最大のコメ輸出国の地位を明け渡し、3 位に転落したと推計している。タイが 2012 年に輸出できなかったコメについては政府在庫として残っており、国内の期末在庫を大きく押し上げている（次頁表 11 参照）。

米国農務省によれば、2013 年にはタイ政府在庫米の一部が輸出に流れるとの予測から、タイからの輸出は 800 万トンとやや回復する一方、インドは降水不足によってやや減少、ベトナムは前年並みとの見込みで、タイがかろうじて最大輸出国に返り咲く予想が示されている。ただし、現状では籾米担保融資制度によって拡大した政府在庫の処理の方向性は不透明で、タイの今後の輸出量を予測することは大変難しくなっている。また、コメ需給がそれほどひっ迫していない現状の中で、仮に市場価格を大きく下回る価格で国際市場に大量の政府在庫放出を行うとすると、米国等の輸出国がダンピングとして WTO に提訴する可能性も出てくると考えられ、予断を許さない状況である。一方、インドネシアやフィリピン、中国等のコメの輸入国にとっては、好環境となっているとも言え、中国は 2012 年のコメ輸入量を前年の 54 万トンから大きく増加させ、179 万トンとしている。

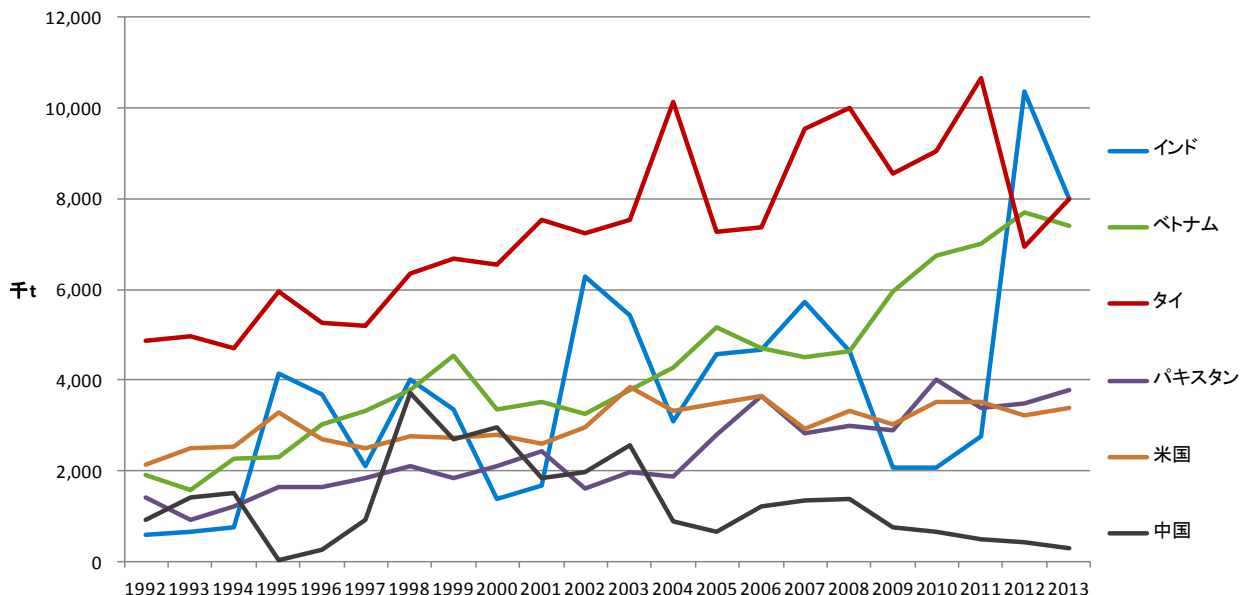


図 5 主要コメ輸出国の輸出量推移

出所) 米国農務省 PSD Online 2013 年 2 月 25 日アクセス

注) 1~12 月、2013 年は予測。精米ベース。

<sup>15</sup> 精米ベース。タイコメ輸出業者協会、米国農務省：695 万トン、FAO：690 万トン、農業協同組合省農業経済局：673 万トン。

## 2.2.2 主要なコメ輸出国の状況

コメの市場は、生産に比べて輸出が少ないことが特徴であり、2012 年では生産量 4 億 6503 万トンに対して、輸出量は 3916 万トンと、輸出の割合は 8.4%に留まっている。このうちおよそ四分の一にあたる 1,037 万トンをインド、2 割にあたる 772 万トンをベトナムが占め、3 位がタイで 695 万トン、18%となった。次いで、パキスタンが 350 万トン、米国が 322 万トン、ブラジルが 100 万トンとなっている。（下表参照）

2012 年に最大のコメ輸出国となったインドであるが、もともと 1995 年に突如 400 万トンを超えるコメを輸出し、コメの輸出をバスマティ米から非バスマティ米へも拡大して、それ以降ベトナムや米国と肩を並べる主要な輸出国の一つとなった。これを支えたのが、政府による灌漑設備・電力等に対する補助金支給によるコメ生産拡大振興と、公的分配制度と呼ばれる政府によるコメの買い入れである。公的分配制度の下で拡大した政府在庫の一部を、輸出向けとして処理したことが、インドの 1990 年代末以降の輸出急増の直接の原因となった。ところが、インド政府は小麦が不作となった 2007 年に小麦備蓄不足を背景にして、小麦の代替食料となるコメについても輸出規制を導入し、非バスマティ米の輸出を全面禁止した。その後も輸出禁止や最低価格設定等を繰り返し、2011 年 9 月になってようやくコメと小麦の輸出制限を撤廃した。このため、国内に積みあがっていた多大な在庫が、2012 年になって国際市場に流れ出た格好である。タイの籾米担保融資制度導入による 2012 年の輸出急落は、インドにとっては大きな幸いとなった。2013 年もコメ輸出量は比較的大きいとみられるが、降水不足等によって 2012/13 年産のコメは 6%程度の生産減となっており、輸出は米国農務省によれば 800 万トン程度に若干減少するとの見込みである。<sup>16</sup>

表 10 主要なコメ生産国需給（2012 年）

	収穫 面積 千 ha	単収		生産量 千トン	生産量	輸出量	輸入量	国内消費量	期末在庫量
		籾米ベース							
		トン/ha		千トン					
全世界	158,927	4.4	693,291	465,027	39,156	35,966	599,676	105,456	
中国	30,057	6.7	201,000	140,700	441	1,790	139,600	45,023	
インド	44,100	3.6	156,496	104,320	10,376	0	92,344	25,100	
インドネシア	12,160	4.7	57,480	36,500	0	1,960	39,550	5,085	
バングラデシュ	11,720	4.3	50,555	33,700		563	34,300	1,341	
ベトナム	7,740	5.6	43,320	27,075	7,717	100	19,650	1,749	
タイ	11,000	2.8	31,000	20,460	6,945	600	10,400	9,330	
フィリピン	4,579	3.7	16,984	10,700		1,500	12,850	1,809	
ミャンマー	6,500	2.6	16,900	10,816	700	0	10,190	431	
ブラジル	2,427	4.8	11,600	7,888	1,000	750	8,050	391	
日本	1,576	6.7	10,503	7,646	200	635	8,050	2,743	
パキスタン	2,750	3.6	9,751	6,500	3,500	60	2,560	1,000	
米国	1,059	7.9	8,388	5,866	3,222	615	3,470	1,303	
カンボジア	2,767	2.4	6,669	4,268	800	5	3,450	181	
エジプト	700	8.8	6,159	4,250	600	335	3,620	487	
韓国	854	6.6	5,616	4,224	3	380	4,977	658	

出所）米国農務省 PSD Online 2013 年 2 月 25 日アクセス

注）1-12 月、2013 年は予測。精米ベース。

<sup>16</sup> (株式会社日本総合研究所 2012)、(農林水産省 2012)、(藤田 2006)、(高橋 & 櫻井 2007)等を参照した。



2012 年に 2 位のコメ輸出国となったベトナムでは、ドイモイ（改革開放政策）開始によって稲作においても個別経営が導入されてコメ生産は順調に拡大した。1990 年代から 2000 年代初頭にかけて灌漑整備を進めており、灌漑率は 90%に達している。特にメコンデルタ地域を中心に水田が拡大してきた。今後は耕地面積を拡大させるよりも品質向上を優先することによって輸出競争力を高めたいとの政府の思惑があるが、単収の継続的な改善や灌漑・排水条件の改善等がみられ、今後も一定の生産拡大がみられる可能性がある。特に 2013 年は例年よりも洪水が少なかったためにメコンデルタで水稲作付可能面積が広がっており、生産が拡大すると見られている。<sup>17</sup>

ベトナムでは、2008 年 3 月に国際価格の高騰を背景に輸出急拡大を恐れた政府が輸出規制を導入、政府間輸出や既存契約を除き、新規の輸出契約を停止させた。これが当時のコメの国際価格急騰に拍車をかけた。国際的な食料安全保障への危機感から、ベトナムは従来コメの輸出総量規制によって間接的に国内需給を調整するシステムであったが、2009 年から国内市場への介入によるコメ価格支持を導入する方向となり、現状では影響は大きくないが制度を整えつつある。また、ベトナムのコメ輸出には政府間貿易も比較的多く、国営企業が重要な役割を果たしてきたが、WTO 合意として 2011 年までには独占状態を改めることとなったため、2011 年からコメ輸出業者の許可取得に倉庫や精米能力の保有等を条件にするなどの措置を導入して輸出業者の強化をはかっている。<sup>18</sup>

ベトナムの新しい国内価格支持政策や輸出業者強化策がどのように機能していくかについてはまだ不透明な部分もあるが、生産拡大が見込まれており、今後も輸出を多少増加させていくことは可能と考えられる。ベトナムは、2013 年も比較的豊富な在庫を抱え、2012 年とほぼ同じ 740 万トンの輸出が見込まれている。他に、東南アジアではカンボジアやミャンマー等も今後輸出余力を拡大できる可能性がある。

パキスタンでは、インダス川流域で灌漑整備が進められ、コメの生産が拡大している。1990 年代にコメの市場は自由化され、政府の関与は少ない。2009 年の豊作時に価格暴落を懸念して政府による市場介入の制度が導入されたものの、強い批判を受けて 2010 年と 2011 年は政府介入は行われなかった。2012 年産米の生産状況は良く、期首在庫も比較的多いことから、2013 年の輸出は 380 万トン程度と予測されている。<sup>19</sup>

米国は 2002 年以降、コメ生産量はあまり変化が無く、国際価格高騰で収益性が非常に良い大豆等へ転用する例も多いとみられる。

### 2.2.3 主要なコメ輸入国の動向

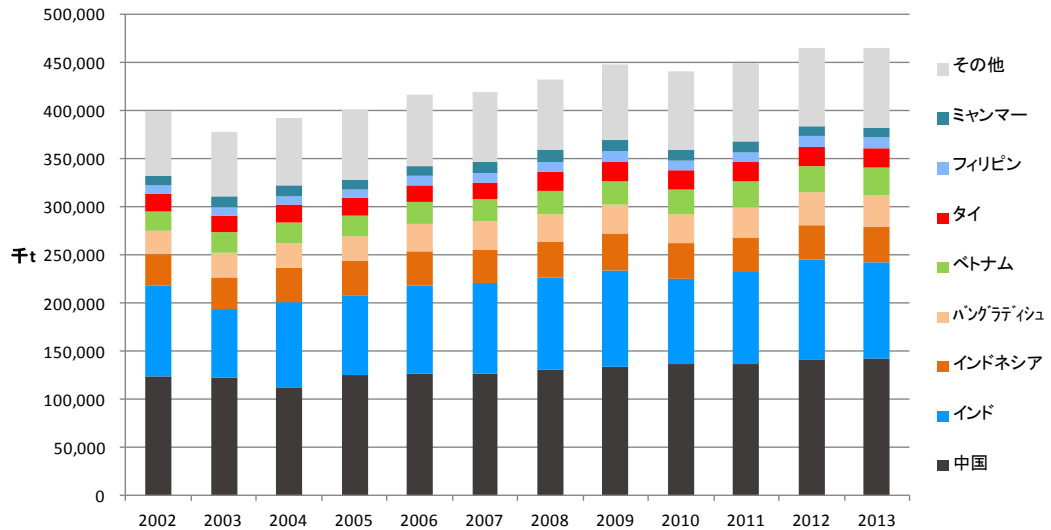
コメの輸入国は、生産・輸出国に比べて集中度が低く、分散している。近年輸入が増加しているのはナイジェリア等のサブサハラアフリカで、コメ消費が増加するに従って、輸入が拡大している。アフリカのコメ生産も湿地開発によって拡大を見せているものの、需要の伸びが生産を上回り、アジア産のコメが都市部を中心に広く販売されている。

東南アジアでは、インドネシアとフィリピンがコメの輸入国である。アセアン自由貿易協定（AFTA）によって 2010 年にタイ、インドネシア、フィリピンを含む原加盟国はほとんど全ての関税を撤廃したが、インドネシアとフィリピンの両国はコメをセンシティブ品目として、関税撤廃の対象からは除外している。

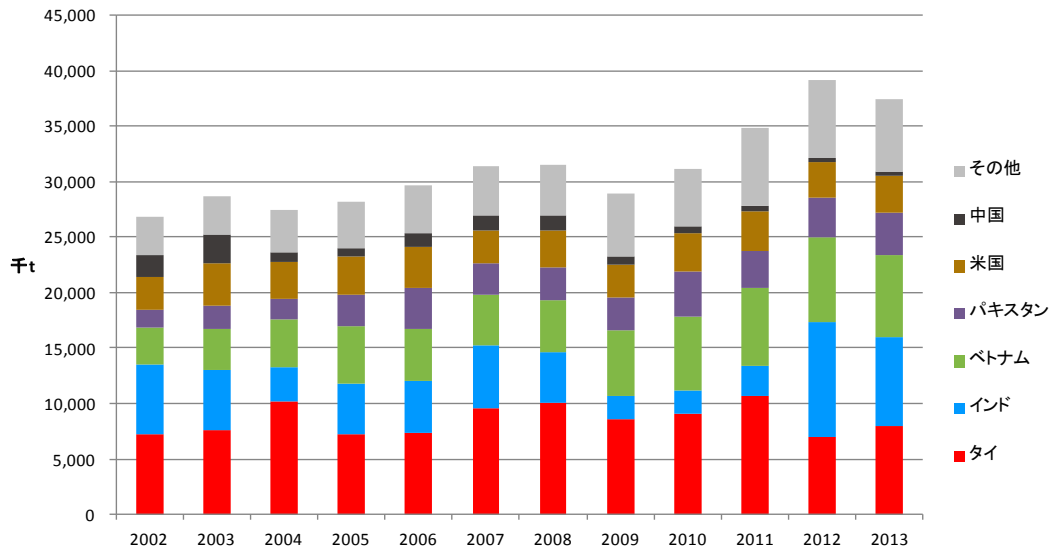
<sup>17</sup> (株式会社日本総合研究所 2011)、(塚田 2010)、(伊東 2007)、(岡江 2012)等を参照した。

<sup>18</sup> 同上

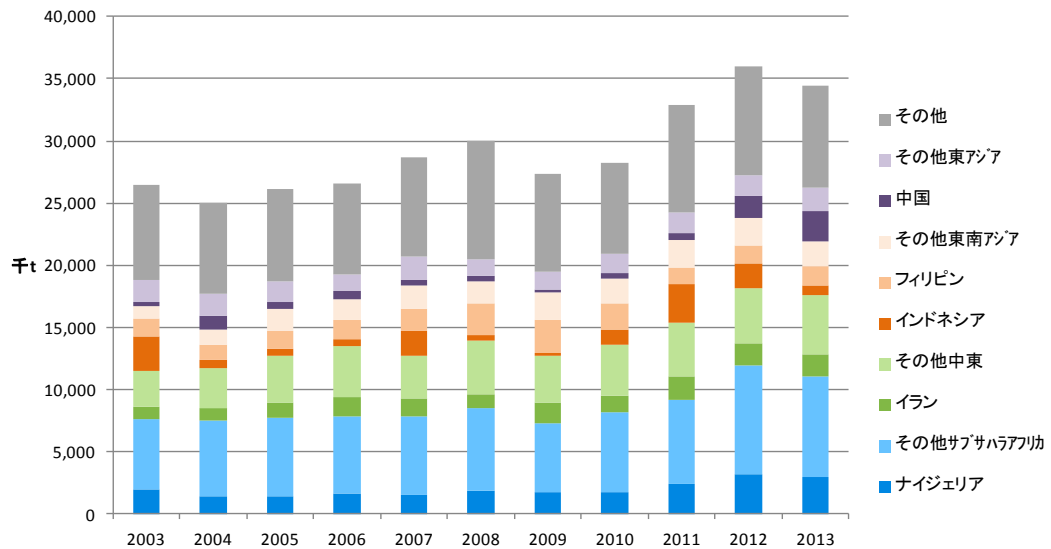
<sup>19</sup> (Raza 2012)等を参照した。



コメの生産



コメの輸出



コメの輸入

図 6 世界のコメの生産・貿易の推移

インドネシアは 1997 年の財政危機後に農業補助金を大幅に減らしたことを背景にコメの輸入が増えていたが、自給達成を目指して 2000 年代に入って稲作振興政策を導入し、現在はほぼ自給を達成している状況にあるが、一定の政府在庫を確保するために、政府機関がしばしば国際市場から調達している。毎年輸入量は大きく増減している。

フィリピンもコメの自給を目指して灌漑整備や品種・技術改良等の稲作振興に力を注いでおり、コメ生産は徐々に増加してコメ需要の大部分は自国生産で賄っているものの、島嶼国で山がちな地形から水田に適した耕地が他の東南アジア諸国に比べて少なく、毎年国内需要の 1 割程度を輸入している。フィリピンではコメ輸入において輸入枠を設定しており、WTO 協定下で 2012 年までとなっていたが、再度期限を延長している。輸入米によって政府在庫を確保するとともに、貧困層への低価販売を行っている。<sup>20</sup>

中国は穀物・イモ類等の食糧増産を最も重要な国家目標の一つとしており、コメでは南部では 2 期作を推進するとともに、特に東北地方を中心として需要の高いジャポニカ米生産を増加させている。これまでのところ、中国は大豆を除くと穀物の輸出入は国内生産に比べてごく少ない。ただし 2012 年は国内コメ生産は良い状況であったにもかかわらず、国際市況が比較的軟調に推移したために国内価格との差が乖離し、コメ輸入が拡大している。

## 2.2.4 コメの国際価格

コメの国際価格は、2008 年前半に急激に高騰した後、2007 年以前の水準には戻らないものの、全般的には軟調に推移している。タイ産コメ価格（100% グレード B）は、従来は米国産コメ価格（長粒米 2/4%）を下回っていたが、2009 年以降は米国産とほぼ同じの比較的高い水準で推移するようになってきている。2012 年 12 月の 1 トンあたりコメ価格は、タイ産 599 ドル、アメリカ産 608 ドルに対し、ベトナム産 412 ドル、パキスタン産 368 ドル、インド産 390 ドルとの差がある。

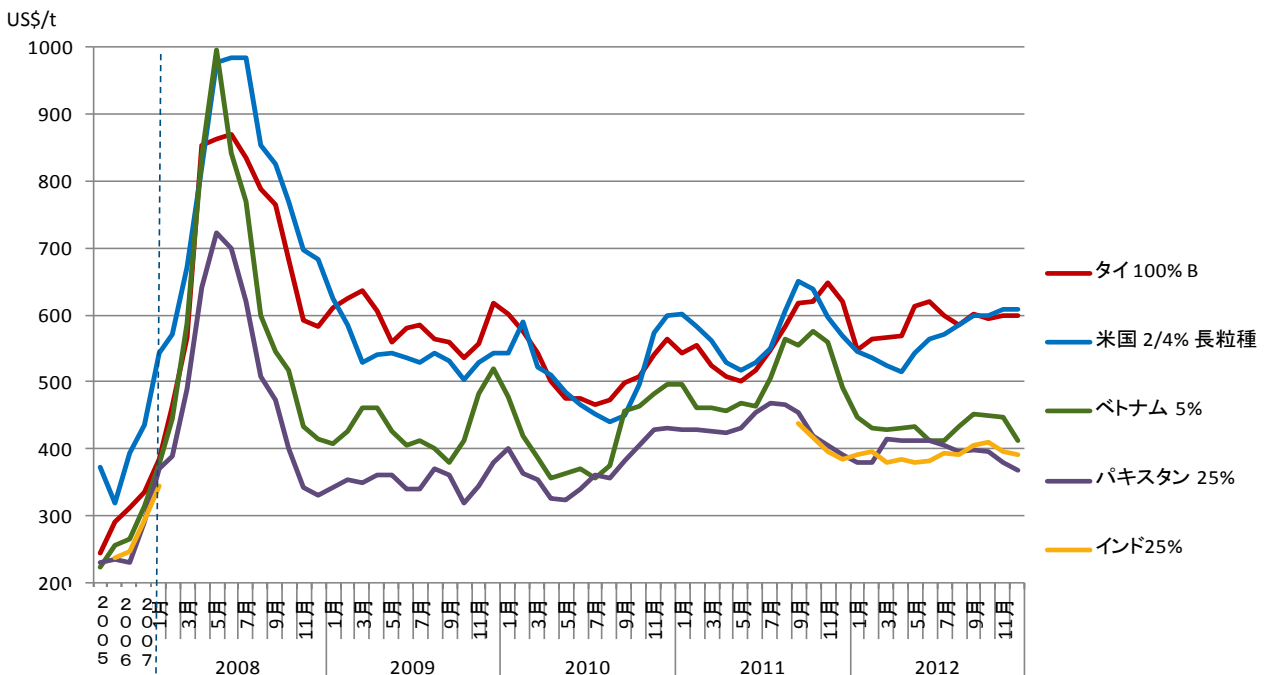


図 7 国別コメ輸出価格の推移 (2012 年 12 月まで)

出所) FAO

<sup>20</sup> IIRI ウェブサイト、Bloomberg2013年1月15日付記事「Philippine Rice Production Rises as Acreage Climbed, UN FAO Says」(不破 2009)、

## 2.2.5 タイの2012年のコメ輸出状況

タイ産のコメ輸出は、2011 年前半は好調に進んだが、10 月以降は減速し、2012 年通年で改善しなかった。担保融資制度復活を背景に市場価格が上昇して、国際的に競争力が失われていると指摘されている。価格が他国産と比べて高めている現状で、特にアジアや中東向けの輸出は全体的に大きく減少している。2012 年の輸出はベトナム等であまり生産されていないパーボイルドライス（粳米を蒸したのち、乾燥・精米したもの）の需要があるアフリカへ集中しており（例えば、最大輸出相手国ナイジェリアでは、2012 年 7 月 1 日から関税が従来の 33%から 53%に引き上げられたが、インドの出荷がこれに間に合わなかったことからタイ産パーボイルドライスへの需要があった）、他に、政府輸入でタイ産に一定の需要があるインドネシア、日本等向け輸出や、中国、香港等のホームマリ米輸出は比較的健闘している。（下表 1）

政府在庫が膨らんでいることから、タイ政府は政府間貿易によるコメ輸出を活発化させる意向を示している。ブンソン商務大臣は 9 月の会見で中国、フィリピン、インドネシア、コートジボワール、ガーナ、バングラディッシュの 6 カ国と既に政府間取引の合意を交わしており、2012～2013 年に約 733 万トン輸出できると発言したが、米輸出業者らは実際のモノの動きが見られないことからこの発言を疑問視していたところ、同大臣は 10 月上旬には合意した国や数量、価格について外交上のエチケットから明らかにすることは出来ないと発言を翻し、まだ状況ははっきりとしない（3.4 節参照）。なお、タイ政府による政府間輸出は、1980 年代には信用不安が高いアフリカ向け等で比較的多くみられたが、近年はあまり実施されておらず、2011 年実績は 27 万トンであった。

表 11 タイ産コメの国別輸出量推移

	2008	2009	2010	2011	2012	2011 シェア	2012 シェア
合計	10,011	8,593	9,047	10,666	6,954	100%	100%
<b>アフリカ</b>	<b>4,600</b>	<b>4,597</b>	<b>4,432</b>	<b>4,688</b>	<b>3,578</b>	44%	51%
ナイジェリア	844	1,071	1,400	1,550	1,271	15%	18%
コートジボワール	527	525	647	568	393	5%	6%
南アフリカ	547	751	582	561	369	5%	5%
ベナン*	704	611	466	202	365	2%	5%
<b>中東</b>	<b>1,354</b>	<b>899</b>	<b>1,251</b>	<b>1,375</b>	<b>1,300</b>	13%	19%
イラク	0	0	0	0	845	0%	12%
イエメン	0	0	0	0	129	0%	2%
<b>アジア</b>	<b>2,474</b>	<b>1,764</b>	<b>2,199</b>	<b>3,408</b>	<b>1,191</b>	32%	17%
インドネシア	111	220	277	915	343	9%	5%
日本	213	264	284	308	194	3%	3%
香港	299	268	221	225	171	2%	2%
シンガポール	239	188	156	229	163	2%	2%
中国	249	328	264	268	142	3%	2%
マレーシア	531	162	184	331	70	3%	1%
フィリピン	600	156	511	186	3	2%	0%
バングラデシュ	15	0	141	737	0	7%	0%
<b>アメリカ</b>	<b>547</b>	<b>538</b>	<b>488</b>	<b>518</b>	<b>457</b>	5%	7%
米国	404	440	388	397	369	4%	5%
<b>欧州</b>	<b>838</b>	<b>592</b>	<b>480</b>	<b>489</b>	<b>293</b>	5%	4%
<b>オセアニア</b>	<b>198</b>	<b>204</b>	<b>198</b>	<b>189</b>	<b>134</b>	2%	2%
<b>民間</b>	<b>9,938</b>	<b>8,593</b>	<b>9,047</b>	<b>10,398</b>	-	97%	-
<b>政府</b>	<b>73</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>268</b>	-	3%	-

出所) タイコメ輸出業者協会

注) \*関税を逃れるため、ベナン経由でナイジェリアに輸出されていると指摘されていたが、近年はベナン向けはやや減少してきた。

品目別には、2012 年は高級品であるホームマリ米や、アフリカ等向けのパーボイルド米にくらべて、その他白米の輸出の落ち込みが顕著である。

表 12 コメ主要品目の輸出（2008～2012 年の 1～5 月期）

	ホームマリ	パトゥムタニー	パーボイルド	その他白米
2008	2,499	236	2,753	4,480
2009	2,627	190	2,877	2,829
2010	2,351	161	3,170	3,318
2011	2,318	196	3,432	4,662
2012	1,925	75	2,177	2,753

出所）タイコメ輸出業者協会

### 3 タイのコメに関する農家保護政策とその影響

タイでは、2011 年から籾米担保融資制度が復活し、コメの支持価格水準が大幅に引き上げられると同時に、政府在庫米が急速に積みあがっており、最大のコメ輸出国の一つであるタイからのコメ輸出に大きな影響を与えている。本節では、籾米担保融資制度の経緯・内容と、本制度の導入がタイのコメ生産および貿易に与えている影響についてとりまとめる。

#### 3.1 タイのコメに関する政策策定と施行に係る機構

##### 政策策定と施行機関

タイのコメ政策の政策決定を担うのは国家コメ政策委員会で、首相、農業協同組合省、商務省、財務省等の大臣・事務次官より形成される。本委員会で後述の籾米担保融資制度の基準単価や受入れ量、あるいは中期計画であるタイコメ戦略等の重要なコメ関連政策が策定され、内閣より予算承認を得て実施に移される仕組みとなっている。民間の業界代表等は参加しておらず、政策決定過程に政治的な思惑が濃く反映されやすい。

政策実施は、生産面について農業協同組合省が、流通・販売・輸出面について商務省が担当している。農業協同組合省のうち、コメ局（種子開発・配布、病虫害防除等を担当）、王立灌漑局（RID）、土地開発局、農業普及局、農業局等がコメ関連施策の実施に携わり、農業経済局が統計分析・生産予測等を担当している。商務省では国内商取引局がコメの国内流通と籾米担保融資制度を、貿易局が海外輸出を、公共倉庫機構（PWO）がコメの備蓄・保管を担当している。

##### コメ戦略と主要な施策内容

タイのコメ政策上、最も中心的な施策が籾米担保融資制度である。籾米担保融資制度（原文では「質入れ制度」）は、生産者が預け入れた籾米を担保として、政府が生産者に対して融資をする仕組みであるが、実際には籾米を受け戻すことがほとんどないため、政府による買入れとほぼ同じ働きで、融資単価で生産者価格を支持する役割を持つ。タクシン政権下で、タイのコメ生産における農家保護的政策として重点的に予算が投入されるようになり、2009 年から一時反タクシン政権下で中断されたが、2011 年に籾米担保融資制度復活を選挙公約として掲げたインラック政権の誕生とともに、より手厚い保護となって復活した。

農業分野全体としては、タイの「第 11 次国家経済社会開発計画（2012～2016 年）」に基づき、「第 11 次農業開発計画（2012～2016 年）」が策定されている。また、コメについては分野別の中期計画が策定されるが、2012 年以降をカバーする「タイコメ戦略（2012～2016）」が農業協同組合省コメ局と商務省内部貿易局によって起案されており、国家コメ政策委員会がこの大枠を既に承認済みである。ただし、2012 年 10 月中旬の現地調査時点での商務省でのインタビューによれば、まだ最終策定には至っていない。後述するように籾米担保融資制度の復活に伴って問題が紛糾しており、その影響があると考えられる。2011 年度までをカバーする「タイコメ戦略（2007～2011）」<sup>21</sup>においては、世界のコメ市場で品質及び量の面からナンバーワンの国としての責任を果たし、農家の所得を安定させ、消費者が安心できるという点がビジョンとして掲げられ、①生産システム管理と農家レベルの引き上げ、②市場制度管理と品種開発、③輸出促進、④低コストで早い流通システム管理の 4 点が主要な政策課題として挙げられている。

<sup>21</sup> 「タイコメ戦略（2007～2011）」の詳しい内容については、(ジェトロ 輸出促進・農水産部 2008)を参照。

具体的なコメ関連の施策としては、粳米担保融資制度の他に、商務省による流通システム管理と政府在庫による市場調整や輸出促進のほか、農業協同組合省による灌漑整備、優良種子開発と配布、病害虫対策（特にトビイロウンカ対策）、技術普及（種子播種量・施肥量・作付期間の最適化、有機栽培、ホームマリ米品質向上）、農業・農業協同組合銀行（BAAC）を通じた低利融資等がある。

## 政府予算

担保融資制度のために必要な政府財政負担については推計が難しく、1.4.1 節で詳しく検討する。担保融資制度を通じた政府買入れによる 2012 年の農家向け支払額は、既に 3,000 億バーツ（約 9,000 億円<sup>22</sup>）を超えている。この支払額については、政府が買入れた米を売却することによって一部費用回収が可能であるが、買入れ時の価格が非常に高く設定されているため、現況の市場価格と比べると少なくとも 1,000 億バーツ程度（約 3,000 億円）の差額が損失として発生する可能性が考えられる。これにさらに保管・精米等の費用がかかる。いずれにせよ、下表に見る農業協同組合省や商務省に割り当てられている予算を大きく上回る。

2012 年度予算をみると、タイ政府予算総額 2 兆 3800 億バーツのうち、農業協同組合省の総予算額は 3.2%、計 767 億バーツ（約 2,300 億円）で、灌漑局が 429 億バーツ（約 1,300 億円）と半分以上を占めており、中央政府の農業生産振興施策として灌漑整備事業が最も重視されていることが分かる。その他には、農業普及局 52 億バーツ、土地開発局 42 億バーツ、農業局 37 億バーツ、コメ局 16 億バーツ等となっている。また、政府機関として別途、農業・農業協同組合銀行に 464 億バーツが割り当てられている。

以下、本稿ではコメの保護政策として主に担保融資制度に注目して、その進展と内容、影響や課題についてとりまとめる。

表 13 タイの農業関連政府予算

単位：百万バーツ

	2011 年	2012 年		2011 年	2012 年
タイ政府予算総額	2,169,968	2,380,000	商務省	6,899	6,593
農業協同組合省	75,610	76,721	事務次官局	1,291	1,138
事務次官局	3,004	2,726	貿易局	422	415
コメ局	1,590	1,638	国内商取引局	957	1,136
王立灌漑局	41,812	42,919	貿易交渉局	389	347
協同組合監査局	1,113	1,061	知的財産局	316	295
漁業局	3,238	3,233	ビジネス開発局	576	549
畜産発展局	4,704	4,753	輸出促進局	2,595	2,318
土地開発局	4,366	4,247	芸術工芸品国際センター	215	270
農業局	3,233	3,668	タイ宝石研究所	137	125
農業普及局	5,272	5,205	公共倉庫機構（PWO）	3,411	3,764
協同組合プロモーション局	3,674	3,839	農業・農業協同組合銀行(BAAC)	57,271	46,393
シリキット王妃養蚕局	475	473			
農業土地改革局	1,784	1,661			
国家農産物・食品基準局	244	244			
農業経済局	574	562			
高地研究開発研究所	340	330			
ザ・コレクション・ビル・美術館	189	163			

出所）タイ予算局（Bureau of Budget）「タイ政府予算 2012」

<sup>22</sup> 1 バーツ=3 円として

## 3.2 粳米担保融資制度と所得保証制度

### 3.2.1 粳米担保融資制度導入と、タクシン政権からアピシット政権に至る変遷<sup>23</sup>

#### 粳米担保融資制度の導入

タイでは、経済発展につれて 1980 年代にはコメの一人当たり消費量が減少する傾向が明らかになり、国内消費の伸びは頭打ちとなる一方、積極的な輸出先開拓に支えられてコメの輸出が大きく増加するようになった。政策的には、1970 年代から価格支持を目的とした政府のコメ市場への買付介入が行われてきたが、これを 1980 年代初頭には現在の粳米担保融資制度として整えた。他方で、コメ輸出に課せられてきた輸出課徴金や輸出税についても、1980 年代中旬には廃止した。こういった変化により、タイのコメ政策は、コメ生産に対して収奪的なものから保護的なものへと重心が移り始めた。<sup>24</sup>

ただし、粳米担保融資制度の導入後、1990 年代までは、この制度は主に収穫が集中する時期の急激な価格低下から農家を保護する目的で運用されていた。このため、融資基準単価は政府が目標とする市場価格の 8~9 割程度に設定され、質入れされる粳米の量は少なく、実質的な政策補助度合いは少なく、市場に与える影響力も乏しかった。

表 14 粳米担保融資制度の変遷

1966 年(実質的には 1975 年)	買付介入の開始
1982 年	<b>粳米担保融資制度導入</b>
1990 年代初頭	総生産量の数%で制度が利用されるようになる。
2001-2006 年	タクシン政権下での粳米担保融資基準価格の引き上げにより、総生産量の 2 割程度で利用されるようになる。
2007-2008 年	スラユット政権での継続
2008-2009 年	サマック政権（タクシン派）において、粳米担保融資基準価格の大幅引き上げにより、総生産量の 3 割を超す利用状況に。
2009-2011 年	アピシット政権（反タクシン派）下で、粳米担保融資制度廃止、 <b>所得保証制度導入</b> 。
2011 年～	インラック政権（タクシン派）下において、 <b>粳米担保融資制度復活</b> 。価格大幅引き上げにより、総生産量のほぼ全量で利用される。

出所) (重富 et al. 2009)を参照し、プロモーター作成

#### タクシン政権における粳米担保融資制度の強化

しかし、タクシン政権（2001～2006 年）下であって、この制度は農民に対する支援政策の一環として、価格支持を目的として運用されるよう変質した。

タクシン政権下は、特にコメ国際価格が低下する状況下で特に農村向けポピュリズム政策を強く打ち出し、粳米担保融資制度の融資基準価格引き上げのほか、農民負債の 3 年間返済猶予、あるいは健康保険に政府財源を活用して診察料を 30 パーツに均一化する等の大衆向けの施策導入を進め、農民層からの支持獲得を政権維持の一つの重要な手段としていた。

23 (重富 et al. 2009)、(Shigetomi 2011)、(井上 2012)、(井上 2011)、(室屋 2009)等を参照し作成。

24 (重富 et al. 2009, pp.85-110)、(Ramos 2005)



タクシン政権下後期には、都市部での反タクシン活動が活発化してデモが多発、最終的に軍部によるクーデターによってタクシン退陣に至ったが、その緊張状況が高まった 2005～2006 年に、政権安定化をはかる思惑から、粳米担保融資制度において、さらに市場価格を大きく上回る融資基準単価が設定された。

これにより、担保融資制度受入れ数量は大きく拡大して総生産量のおよそ 2 割を占めるまでになった。一方、商務省に納入された精米は、受入れ時の基準価格を下回る価格で輸出業者に落札され、この逆ザヤに、さらに粳米保管料・精米手数料等が必要となるため、制度を支える財政負担が膨らんだ。

### サマック政権下でのコメの国際価格急騰と融資基準単価の大幅引き上げ

クーデター発生後のスラユット政権において、粳米担保融資制度における粳米受入れ数量は多少減少したものの、その後のタクシン派のサマック政権（2007～2008 年）において、融資基準単価はさらに引き上げられることとなった。

ちょうど、2008 年 1～4 月には国際的コメ市場において、天候不順や原油価格高騰、各国の輸出規制導入や投機的資金流入等の複合的な影響から、わずか 4 カ月でコメ価格が 2 倍になるという、非常に急激な米価高騰が見られた。しかしながらその後は急速に鎮静化し、2008 年 5～11 月の 6 ヶ月で逆に 3 割近く落ち込んだ。これに対して、タイ稲作農民連盟やその他の農民団体等が、2008 年 5 月から数か月にわたって断続的に政府に対して米価引き上げを求めて道路封鎖を行う等の抗議活動を展開し、サマック政権は、この価格低下による農家への悪影響を食い止める目的で、粳米担保融資制度の融資基準単価を二倍近く引き上げた（例えば、うるち米 100%は 2007/08 年の 6,700 バーツ/トンから 2008/09 年は 12,000 バーツ/トンへ引き上げ）。

当時の一般うるち米の市場価格は、前年の価格高騰前の価格の 2 倍近い約 10,000 バーツ/トンであったが、融資基準単価は 12,000 バーツ/トンと更に高く設定され、粳米担保融資制度における粳米受入れ数量は 1,000 万トン（総生産量の 3 割）を突破し、タクシン政権下での受け入れを大きく上回った。

### アピシット政権下での粳米担保融資制度の停止と所得保証制度の導入

サマック失職により成立したソムチャーイ政権は、反タクシン派による首相府占拠・国際空港占拠を経て約 1 カ月で交代し、替わって反タクシン派のアピシット政権（2008～2011 年）が成立した。同政権下では、粳米担保融資制度は財政負担が重すぎると判断し、タイ開発研究所（TDRI）等の提言を受け入れ、2009 年 7 月に粳米担保融資制度を廃止し、代わって不足払いである所得保証制度を初めて導入した。

アピシット政権下で設定された保証価格は、うるち米で 10,000～11,000 バーツ/トンと、サマック政権下の融資基準単価に比べると低いものの、2008 年に比べて低下した市場の実勢価格は上回る金額であった。また、これまでの粳米担保融資制度がコメ販売農家を対象とし最大で 70 万戸に満たなかったのに比べ、所得保証制度では自家用消費のみの農家へも補填がなされるため、対象農家数は 300 万戸以上に拡大した。

### インラック政権の誕生と粳米担保融資制度の復活

しかし、2011 年 7 月に実施された総選挙の結果、タイ貢献党のインラック政権が誕生し、同政権は農家支援拡充を最重点政策の一つに掲げ、価格保証制度から粳米担保融資制度への変更、最低賃金の引き上げ、農家債務の利子払い猶予等を政権公約としていた。結局、所得保証制度の実施は 2009/10 年と 2010/11 年の 2 期にとどまって、2011/12 年度の雨季作から、粳米担保融資制度が再び導入され、また融資基準単価も大幅に引き上げられた。2008 年初頭の一時的なコメ価格高騰とその後の停滞、数度の政権交代、2011 年の大洪水を経て、タイのコメ政策は、2011/12 年より、農業保護的な色合いを極端に強めてきたと言える。次節において、インラック政権下で再導入された粳米担保融資制度について説明する。

### 3.2.2 粳米担保融資制度（質入れ制度）

粳米担保融資制度では、生産者が認定された精米所や倉庫に納入した粳米を担保として証券の発行を受け、納入した粳米の量に政府の設定した融資基準単価を乗じた金額を、融資として農業・農業協同組合銀行（BAAC）から受け取る。農業・農業協同組合銀行（BAAC）の買入れ資金は、内閣の承認の下で財務省がこれを補てんする。

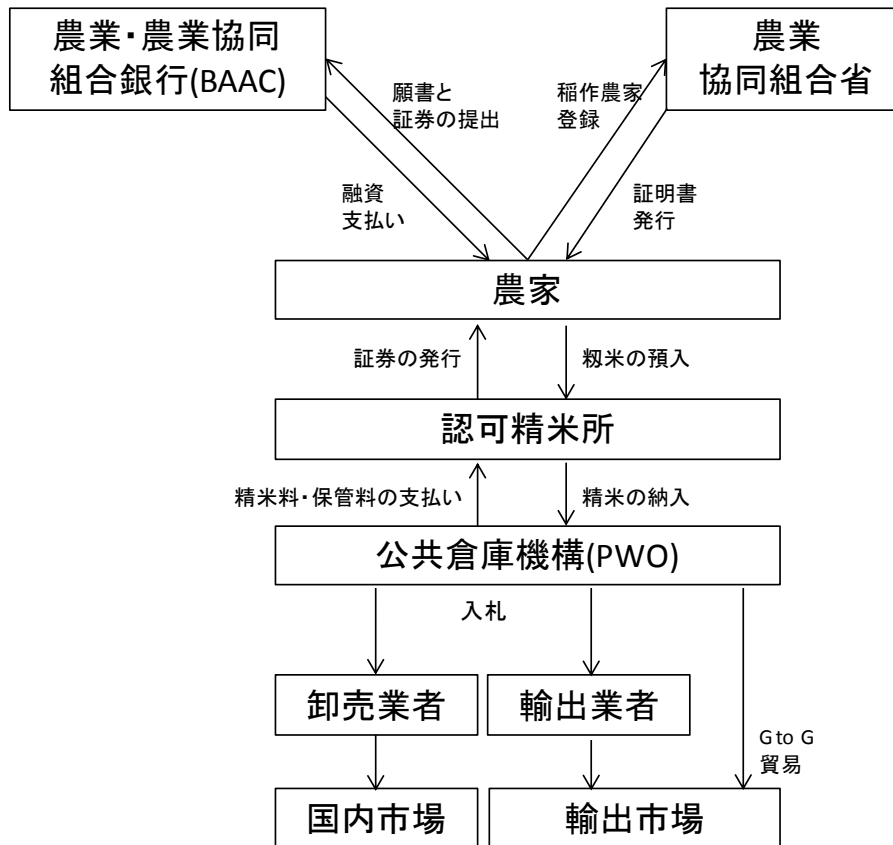


図 8 粳米担保融資制度の仕組み

出所) (井上 2012, p.21)を参照し、著者作成

粳米を担保とした融資期間は 4 カ月で、もし期間中に市場価格が融資基準単価を上回れば（下図 2 で①の場合）、農家は融資額と利子（年率 3%）を返済して、粳米を受け戻して、市場で売却する。もし市場価格が融資基準単価を下回れば（下図 2 で②の場合）、質流れとなり、農家は融資を返済せず、担保として納入された粳米は精米所において精米され、商務省の公共倉庫機構（PWO）に引き渡される。しかし、実際には①のケースで受け出されることはほとんど無く、このため、実質的に、融資基準単価で粳米を政府が買入れる形態での販売価格支持政策と同じである。米国で穀物価格下支え策として導入されている価格支持融資制度（マーケティングアシスタンスローン）と似ている。

また、商務省の公共倉庫機構（PWO）に納入された精米は、かつては国内市場価格への影響を避けるため、主に政府間貿易で輸出されるか、輸出業者に入札で販売されてきたが、2012 年からは受入れ量が非常に多くなっており、国内市場向けにも販売されている。

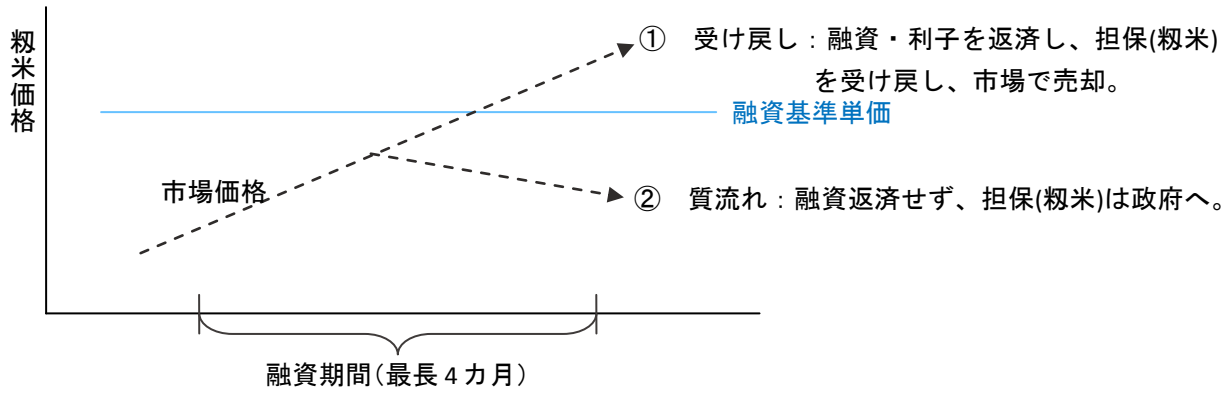


図 9 粳米担保融資制度の仕組み

出所) 著者作成

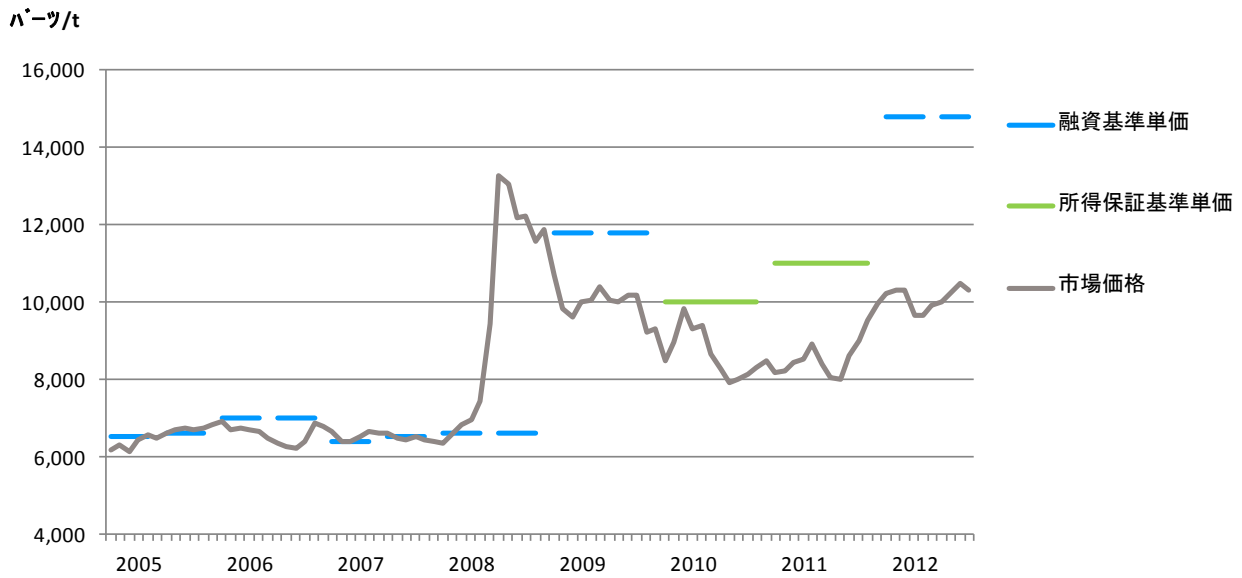


図 10 市場価格（農家庭先価格）と、粳米担保融資基準単価及び所得保証基準単価の比較（うるち米 5%）

出所) (重富 et al. 2009, p.101)を参照し、商務省国内商取引局及び農業協同組合省農業経済局のデータを基に著者作成。

注) 粳米ベース

表 15 籾米担保融資制度における参加農家、担保受入れ籾米量と総生産における割合

	参加農家 (千戸)	担保受入れ籾米量 (千トン)	総生産に占める割合 (%)
1995/96	182	1,180	5.4%
1996/97	124	860	3.9%
1997/98	111	780	3.3%
1998/99	115	670	2.9%
1999/2000	n.a.	698	2.9%
2000/01	n.a.	2,076	8.0%
2001/02	548	6,091	21.7%
2002/03	358	5,584	19.9%
2003/04	343	2,502	8.5%
2004/05	359	6,093	21.4%
2005/06	695	7,466	24.6%
2006/07	n.a.	3,445	11.6%
2007/08	118	4,368	13.6%
2008/09	n.a.	10,680	33.3%
2009/10	} 農業所得保証制度導入時期		
2010/11			
2011/12 雨季作	1,258	6,950	26.7%
2012 乾季作*	1,381	14,520	120.0%
2012/13 雨季作	1,515	8,656	32.0%

出所) 2008/2009 年までは(Shigetomi 2011, p.86)(重富 et al. 2009, p.101)。元データは商務省ウェブサイト、(Benchang 2000, p33), (Uti sapha2010) 2011/12 年雨季作・乾季作は農業農業協同組合省。総生産に占める割合は農業協同組合省農業経済局 2012 年 9 月推計より著者算出。

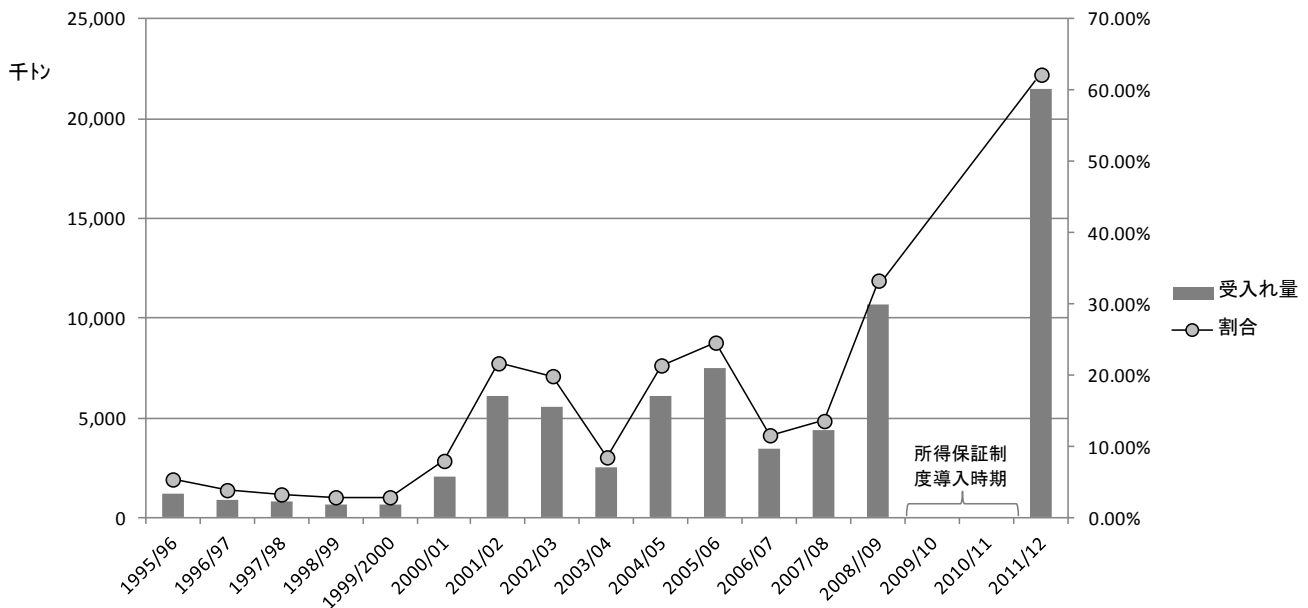


図 11 籾米担保融資制度受入れ量と生産量に占める受入れ割合の推移

出所) 表 15

### 3.2.3 所得保証制度（不足払い制度）<sup>25</sup>

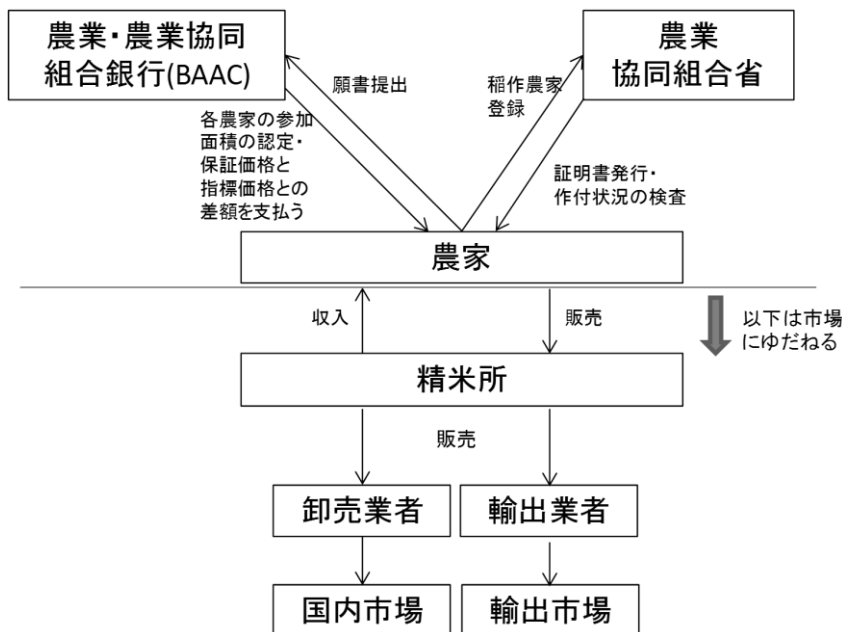
反タクシン派のアピシット政権（2008～2011 年）下で一時期導入された所得保証制度は、国家コメ政策委員会が 1 トン当たりの農家生産コストに一定の利益（総生産コストの 40%）と輸送コスト（200 パーツ/トン）を上乗せして算出した保証価格に対し、指標価格設定委員会が市場実勢を反映して設定した指標価格がこれを下回った場合、その差額に対して農家に直接補填するものである。いわゆる不足払いの方式にあたる。

アピシット政権も農民からの支持を得ることは重視したが、従来の粳米担保融資制度から所得保証制度に変更することによって、①販売農家から自給的農家にも利益をもたらすこと、②市場歪曲効果を軽減すること、③政府在庫の劣化ロスや保管コスト等の政府負担の削減、④そもそも政府在庫米の販売を巡る利権が汚職の温床となっているとの認識から汚職撲滅対策、⑤タイはガット・ウルグアイラウンド合意でコメを関税化し枠内税率 30%・枠外税率 52%に設定しているが、2010 年には AFTA の下でタイはアセアン諸国に対してコメの関税を撤廃することになるため近隣諸国产米の流入に対応できるシステムの導入、などの点を改善することを意図した。

アピシット政権下で設定された保証価格は、うるち米で 2009/10 年は 10,000 パーツ/トン、2010/11 年は 11,000 パーツ/トンである。指標価格は 1 週間ごとに公表されるので、いつ時点での指標価格で申請するかについては各農家に委ねられた。

また、1 農家あたり保証数量は、農業協同組合省が定める地域ごとの基準単収と、農業・農業協同組合銀行（BAAC）が評価・認定する農家別の参加面積を掛け合わせたもので、実際の生産量とは異なる。実際に作付けを行っているかどうかに関しては、農業協同組合省の地域事務所が実地検査を行う。保証数量には一般のうるち米で 25 トン等の上限が設定された。

なお、粳米担保融資制度がコメの販売農家を対象としたのに比べて、所得保証制度では自家用消費のみの小規模農家もカバーするため、制度に参加するコメ農家数は 300 万戸超に増加した。



出所) 著作作成

<sup>25</sup> (小林 2011)、(井上 2012)、(井上 2011)等を参照した。

### 3.2.4 2011/12 年雨季作、2012 年乾季作、2012/13 年度通年、粳米担保融資制度

以下に、インラック政権下になって導入された 2011/12 年雨季作、2012 年乾季作、2012/13 年度通年粳米担保融資制度の概要をとりまとめる。

インラック政権下で 2011/12 年雨季作から再開された粳米担保融資の融資基準単価は、うるち米 100% で市場価格が平均 10,000 バーツ/トン前後に対して、サマック政権下で設定された 12,000 バーツ/トンを更に大きく上回る 15,000 バーツ/トンに設定された。また同時に、タイの総雨季作コメ生産量にほぼ匹敵する 2,500 万トンを受け入れ限度量とした。輸入品等の不正な粳米の受け入れを防ぐために、2011/12 年乾季作では、農家は自身が所在する県内の精米所のみ納品可能とするという条件が付けられた。さらに国境付近においては、不正な輸入粳米の納入を防ぐため、粳米の流通制限が導入されている。ただし、雨季作生産量の約半部を占める東北部で、自給の生産がかなりの部分を占めることから、受入れ率が 23% と低く、さらに他の地域でも 3~4 割程度の受入れ率に留まったことから、結局 2011/12 年雨季作では、総生産量のうち実際の受け入れ量は 3 割弱の 695 万トンとなった。（32 頁表 18 参照）

次いで、2012 年の乾季作においても、同様の融資基準単価とし、さらに受け入れ限度量は無制限として、担保米融資制度が継続された。出荷先精米所に関する規制については、農家は隣接する県の隣接する地域の精米所であれば出荷可能と条件がやや緩められたが、一方で、農家が担保融資を受けることが出来る粳米の数量は、当該農家作付面積×平均単収×120%を上限とすると定められ、農家が作付けした以上の粳米の持ち込みをすることを防ごうとした。乾季作米は農家の自家消費用ではなく、販売用に充てられる割合が高いが、結局、累計では総生産量を上回る<sup>26</sup>1,400 万トン強を受入れ、参加農家は 140 万戸に達し、サマック政権下での 2008/09 年の記録を更新し、膨大な受入れ量となった。

2011 年から再開した粳米担保融資制度に対しては巨額の財政負担等の問題で各方面から批判が出たが、政府は 2012/13 年についても、雨季・乾季の年間を通じての通年（2012 年 10 月 1 日～2013 年 9 月 30 日）での粳米担保融資政策を導入することを決定した。価格条件は 2011/12 年と同様であるが、受入れ量は雨季作 1,500 万トン、乾季作 1,100 万トンの計 2,600 万トンとし、2011/12 年と比較すると枠が狭められた。2013 年 1 月 9 日までに既に、2011/12 年雨季作を上回る 870 万トンを受け入れている。

<sup>26</sup> 近隣諸国から不正に流入した粳米が相当量受け入れられている可能性がある。3.4.3 節参照。

表 16 2011/12 年雨季作・2012 年乾季作・2012/13 年通年の籾米融資基準単価

単位：バーツ／トン、籾米ベース

2011/12 年雨季作及び 2012/13 年通年		2012 年乾季作	
米種	単価	米種	単価
パトゥムタニー以外の香り米		パトゥムタニー米	
ホームマリ米** (最高級香り米) (*歩留まり 42g)	20,000	歩留まり 42g	16,000
一般香り米 (歩留まり 40g)	18,000	歩留まり 40g	15,600
パトゥムタニー米*** (乾季作米でも作付け可能な中級香り米)		歩留まり 38g	15,200
歩留まり 42g	16,000	歩留まり 36g	14,800
もち米		もち米	
長粒種もち米 砕米 10%混入	16,000	長粒種もち米 砕米 10%混入	16,000
短粒種もち米 砕米 10%混入	15,000	短粒種もち米 砕米 10%混入	15,000
うるち米		うるち米	
うるち米 100%	15,000	うるち米 100%	15,000
うるち米 砕米 5%混入	14,800	うるち米 砕米 5%混入	14,800
うるち米 砕米 10%混入	14,600	うるち米 砕米 10%混入	14,600
うるち米 砕米 15%混入	14,200	うるち米 砕米 15%混入	14,200
うるち米 砕米 25%混入	13,800	うるち米 砕米 25%混入	13,800

出所) 商務省国内商取引局

注) 水分含有量 15%の場合。

\*籾米 100g に対する精米歩留まり。(長粒種のため籾米乾燥度等により精米時に砕米が出やすい。専門家によれば、籾米 100g に対し精米 42g は相当程度良好。)

\*\*Khao Dok Mali 105、Ko.Kho15 の 2 品種

\*\*\*Pathumutani1 の 1 品種

表 17 2011/12 年雨季作・2012 年乾季作粳米担保融資制度の概要

項目	2011/12 年雨季作	2012 年乾季作
実施期間	2011 年 10 月 7 日から 2012 年 2 月 29 日まで(南部は 2012 年 2 月 1 日から同年 7 月 31 日まで)	2012 年 3 月 1 日から同年 9 月 15 日まで(南部は 2012 年 7 月 1 日から同年 10 月 31 日まで)
対象米種	ホームマリ米、一般香り米、パトゥムタニー米、うるち米、もち米	うるち米、パトゥムタニー米、もち米
担保融資 限度数量	合計 2,500 万トン(粳米)	上限なし。農業協同組合省によれば、1,111 万トン程度の収穫予想。
担保融資 の上限	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家が担保融資を受けることが出来る米の数量は、作付面積×平均単収×120%を上限とする。</li> <li>また、受け取ることで出来る融資は、農家 1 戸あたり 50 万パーツが上限。</li> </ul>
農家に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家は農業協同組合省に稲作農家として登録され、農業・農業協同組合銀行(BAAC)の顧客であること。</li> <li>農家は自身が所在する県内の精米所にのみ納品可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家は農業協同組合省に稲作農家として登録され、農業・農業協同組合銀行(BAAC)の顧客であること。</li> <li>農家は自身が所在する県内の精米所にのみ納品可能とする。ただし他県と隣接している地域は隣県の隣接地域の精米所に納品可能。何らかの理由で他県の精米所に納品する必要がある場合には、米担保融資政策委員会に検討を求めること。</li> </ul>
精米所に 関する規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に参加する精米所は市場在庫機構または農家市場機構から認可を受けていること。</li> <li>精米所が受け入れることが出来る粳米の量は処理能力の 30 倍を上限とする。</li> <li>精米所は計画に参加するために受け入れる粳米代金 50~80%を保証金として支払うこと。</li> <li>担保融資米の売却： 政府が定めた規定、数量、方法、条件に従い売却を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に参加する精米所は市場在庫機構または農家市場機構から認可を受けていること。</li> <li>精米所が受け入れることが出来る粳米の量は処理能力の 30 倍を上限とする。</li> <li>精米所は計画に参加するために受け入れる粳米代金 50%を保証金として支払うこと。</li> <li>担保融資米の加工： 政府が定めた日程に従い精米すること。</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共倉庫機構(PWO)、農産物販売機構(MOA)に精米所は参加申請を出す。</li> <li>参加精米所は農家から粳米を受け取り、証券(バイプラトゥアン)を発行する。</li> <li>農家は証券を農業・農業組合銀行(BAAC)に持って行く。BAAC は融資を 3 日以内に農家の銀行口座に振り込む。</li> <li>精米所は粳米を精米し、得られた精米を指定された倉庫に納品する。</li> <li>返済(融資金返済による米引き出し)期間は担保融資日から 4 ヶ月以内とする。</li> </ul>	左に同じ

出所) 商務省国内商取引局



表 18 2011/12 年雨季作・2012 年乾季作・2012/13 年雨季作の粳米担保融資進捗状況

県名	精米所	発行 証券数 (千枚)	申請数量 (千トン)						生産推計	
			うるち 米	パトナム ニ-米	ホーム マリ米	その他 香り米	もち 米	合計	生産量 (千トン)	受入 れ率
2011/12 年雨季作 (2011 年 10 月 7 日～2012 年 8 月 5 日累計。受け入れ完了。)										
北部	210	328	1,466	3	313	270	230	2,281	7,121	32%
東北部	359	753	164	0	2,775	-	212	3,151	13,517	23%
中部	283	155	1,266	12	-	66	-	1,345	4,877	28%
南部	73	21	174	-	-	-	-	174	417	42%
<b>合計</b>	<b>925</b>	<b>1,258</b>	<b>3,070</b>	<b>15</b>	<b>3,088</b>	<b>335</b>	<b>442</b>	<b>6,950</b>	<b>26,044</b>	<b>27%</b>
2012 年乾季作 (2012 年 3 月 1 日～9 月 6 日累計。南部 10 月 31 日まで、その他 9 月 15 日まで受け入れ。)										
北部	218	533	5,166	6	-	-	206	5,377	5,199	103%
東北部	196	201	783	1	-	-	97	880	1,619	54%
中部	411	483	6,034	129	-	-	-	6,163	5,010	123%
南部	38	4	29	-	-	-	-	29	217	-
<b>合計</b>	<b>863</b>	<b>1,221</b>	<b>12,011</b>	<b>135</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>303</b>	<b>12,450</b>	<b>12,067</b>	<b>103%</b>
2012 年乾季作* (2012 年 3 月 1 日～10 月 31 日累計。南部 10 月 31 日まで、その他 9 月 15 日まで受け入れ。)										
<b>合計</b>	<b>na</b>	<b>1,381</b>	<b>14,070</b>	<b>150</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>300</b>	<b>14,520</b>	<b>12,067</b>	<b>120%</b>
2012/13 年雨季作 (2012 年 10 月 1 日～1 月 9 日累計)										
<b>合計</b>	<b>1,219</b>	<b>1,515</b>	<b>4,941</b>	<b>20</b>	<b>2,728</b>	<b>458</b>	<b>508</b>	<b>8,656</b>	<b>27,008</b>	<b>32%</b>

出所) 商務省国内商取引局、生産推計は農業省農業経済局、2012 年乾季作米は 2012 年 9 月推計、2012/13 年雨季作米は 2012 年 12 月推計、受入れ率は著者計算。

\* 累計期間が上記 2012 年乾季作と異なる。

表 19 2011/12 年雨季作・2012 年乾季作・2012/13 年雨季作の粳米担保融資受入れ状況

	融資状況			2012 年 7 月時点*
	農家数 (000 人)	受入れ量 (千トン)	融資金額 (百万バーツ)	政府倉庫移送数量 (千トン)
2011/12 年雨季作(2011 年 10 月～2012 年 2 月(南部 7 月))* *				
	1,143	6,950	118,442	4,060
2012 年乾季作(2012 年 3 月～2012 年 9 月(南部 10 月))**				
	1,021	12,820	190,013	3,930
2012/13 年雨季作(2012 年 10 月～2013 年 2 月(南部 7 月))***				
	1,105	6,670	111,882	—

出所) 農業・農業協同組合銀行 (BAAC)、\*2012 年 7 月 18 日付ニュースリリース、\*\*2012 年 10 月 9 日付ニュースリリース、\*\*\*2013 年 3 月 1 日付ニュースリリース

### 3.2.5 コメの流通構造と粳米担保融資制度

タイのコメの流通ルートでは、地方精米所が大きな役割を果たしており、通常は精米所が粳米を現金で農家又は中間商人から現金で買い取り、それを卸売業者又は輸出業者に販売する仕組みとなっている。生産地には民間資本による粳米市場が形成されており、農家や中間商人らが粳米を持ち込み、地方精米所や中間商人が買い受ける。一方、川下のルートでは、地方精米所から卸売業者又は輸出業者への販売においては、ブローカー（ヨンと呼ばれる）が仲介するのが一般的であったが、近年はブローカーを通さない直接販売も増加している。

ただし、2011 年の粳米担保融資制度によって政府買い入れが生産の大部分を占めるまでに拡大しており、この場合は農家が直接、政府が認可した精米所にコメを預け入れる仕組みとなっているため、少なくとも中部・北部では粳米市場はほとんど見られなくなっている。

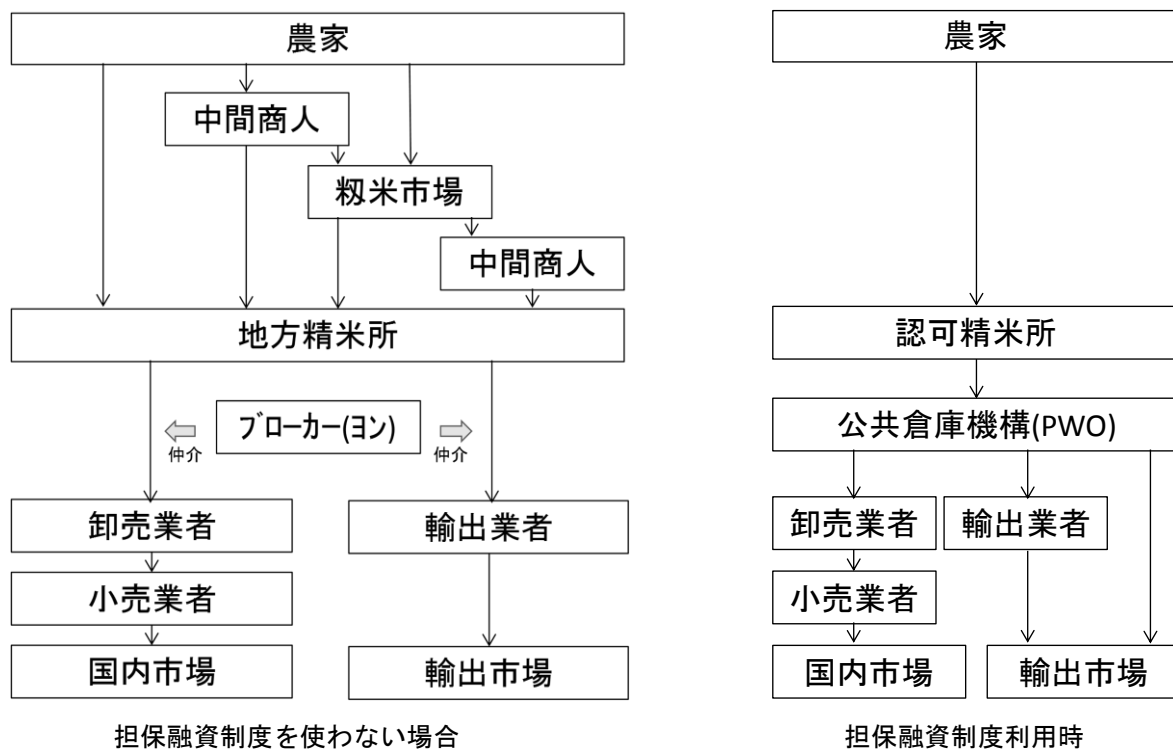


図 13 タイのコメ流通経路

出所) (重富 et al. 2009)を参照して著者作成

### 3.3 粳米担保融資制度に対する評価・批判等

タイ政府による粳米融資制度については、担保融資制度に参加している農家と精米業者らは概ね好評であるものの、政府在庫が大量に積みあがって財政負担が巨額になる可能性が高いこと、また民間の輸出に大きなダメージを与えていること、また関連して様々な不正取引が横行しているとみられていることから、輸出業者や多くの研究者らは反対しており、さらに国家汚職防止委員会（NCC）も調査に乗り出し、議会でも財政負担等について調査の必要性があるとしている。

以下では粳米担保融資制度に対する各立場からの評価・批判等を取りまとめ、次節において復活した粳米担保融資制度による政府在庫や財政負担、国内流通・輸出等への実際の影響について検討する。

#### 3.3.1 農家－農家の粳米担保融資制度への支持

所得保証制度導入時は、担保融資制度よりも所得保証制度に対する支持の方が比較的高かったが、今回再導入された担保融資制度では、基準価格がさらに高く設定され、また受入れ限量も多かったため、特に中部の稲作農家を中心に、比較的高評価になっているものとみられる。2011年には政権成立前から、粳米担保融資制度の基準価格引き上げを求めて農民による道路封鎖等が行われている。

2012年7月にタイ商工会議所大学が1,200戸の稲作農家に対して行った調査によれば、87%の農家が粳米担保融資制度又は所得保証制度の長期的な継続を望んでおり、35%の農家が所得保証に比べて粳米担保融資制度が良いと答え、28%の農家が粳米担保融資制度に比べて所得保証が良いと答えた。粳米担保融資制度が良いと答えた理由は、基準価格が高いことの他に、申請手続きが簡単で、支払いが早いという点が挙げられている。<sup>27</sup>

2012年10月に実施した現地調査でのアユタヤ県での農家4名に対する聞き取りでは、基準価格が高い点以外に、所得保障制度の場合は地主が自分で耕作しているとして補助金を申請して取得するようなことが良くあったのに比べると、担保融資制度は稲作農家としての登録と、現物のコメが必要であるため、実際の耕作者が補助政策による利益を得られるため、担保融資制度を支持すると述べた。

#### 3.3.2 精米業者－大型精米業者からの強い支持

担保融資制度に参加することのできる精米業者は、比較的大型の設備の整った業者に限られる。タイでは、従来精米業者が粳米を農家あるいは中間業者から買い取り、それを国内流通業者や輸出業者に販売する形態で、いわば卸売業者としてのリスクを負っていた。しかし、担保融資制度では精米業者は政府に代わって農家から粳米を預かり、保管料と精米手数料を政府から得られることができ、リスクが大きく軽減される。

さらに、預託している粳米の一部を国内市場向けに販売して、不足する預かり分を政府在庫の古米等を割安に調達することによって、さらに利益を得ているとみられている。（この点については1.4節で後述する。）

<sup>27</sup> 2012年9月22日付 Bangkok Post 記事 Farmers don't want the rice pledging scheme to stop  
2012年9月14日付 Nation 記事 Most farmers want long-term rice subsidy, but UTCC cites high costs.

### 3.3.3 輸出業者

現状ではタイの籾米市況は国際価格と乖離して価格が上昇しており、また政府入札で払い下げられる量が少なく、政府が政府間輸出に積極的であることから、民間業者による輸出は激減しており、米輸出協会の大手輸出業者らは現在の籾米担保融資制度に対して強い懸念をしめし、市場の機能を損なうものであるとして強く反対している。

チューキヤット米輸出協会名誉会長に対する弊社インタビュー<sup>28</sup>によれば、コメ輸出協会では、タイの現在の政策は誤りであり、市場価格を 40～50%も上回る基準のために政府にコメが流れるが、一方で価格が高いために他国と競合できずに輸出できず（通常米国産コメより 50～60 ドル安い状況が、現在は米国産コメより高い状況）、保管費用がかさむとしている。また政府は、政府間貿易の成果を強調しているが、本来であれば民間ビジネスが担当できる部門であり、現在の状況はタイのコメ産業の弱体化につながると述べている。

ただし、現政権と近い一部の輸出業者らは、政府間貿易等による利権を一手に取り扱うことができる<sup>29</sup>とみられ、全ての輸出業者が反対しているわけではないと考えられる。

### 3.3.4 研究所・大学、国家汚職防止委員会（NCC）等

多くの研究者らが、過大な財政負担と市場歪曲効果があり、さらに汚職・不正の温床になっているとして、大きな懸念を表明している。

抗議活動が複数のグループ/機関で行われている。2012年10月10日の Knowledge Network Institute of Thailand の Somporn Isvilanonda 氏へのインタビューによれば、比較的規模の大きい抗議活動が 4 グループあり、元タイ銀行総裁、元国家コメ政策委員会メンバー等がそれぞれ様々な手段で提訴、あるいは政府に対する公式の問い合わせ等によって抗議を行っている。

最も規模が大きいとみられるのは、タイ国立開発行政研究院（NIDA）及びタンマサート大学の学者・学生ら計 146 名のチームがタイ憲法裁判所へ提訴した件である。ただし、10月10日に憲法裁判所はこれを棄却、法的な措置に訴えることは停止して、意見交換のためのフォーラムを構成する等により今後も活動を行う予定としている。<sup>30</sup>

タイ開発研究所（TDRI）も、前所長 Nipon Poapongsakorn 氏等を始めとして、籾米担保融資制度に対する懸念を様々な媒体を通じて発表している。

タイの NPO 調査機関である Knowledge Network Institute of Thailand も、元カセート大学教授の Somporn Isvilanonda 氏らが中心となって、前述の憲法裁判所への提訴等を側面からサポートしているほか、国家汚職防止委員会（NCC）に協力し、実態調査を進めている。

タイ銀行総裁 Prasarn Trairatvorakul 氏も、現行の籾米担保融資制度に強く反対しており、制度の廃止・見直しを首相に求めると共に、現在累積している政府在庫について価格が上がるとの期待で留保することはやめて、なるべく早急に売り払うようにとの提言を行っている。<sup>31</sup>

<sup>28</sup> 2012年7月11日

<sup>29</sup>

<sup>30</sup> 2012年10月11日付バンコクポスト紙記事 Court rejects rice scheme appeal

2012年9月27日付バンコクポスト紙記事 Academics petition for end to rice scheme

<sup>31</sup> 2012年8月21日付バンコクポスト紙記事 NESDB trims GDP growth forecast

### 3.3.5 海外諸国等

米国当局がタイ政府の粳米担保融資政策が「輸出補助」に関する WTO 規則に違反する疑いがあるとして専門家を派遣すると、8月上旬に複数のタイ字紙で報道され、実際に9月にミッションが派遣された模様である。ヤンヨン商務省事務次官は「所得支援であり、輸出補助金ではない」として、規則には抵触していないと述べている。

ADB もレポート及び農業専門家 Lourdes Adriano のコメントを通じて、タイの粳米担保融資政策は持続可能性が無く、またコメの輸出を歪めるものだと再検討するように勧めている。<sup>32</sup>

---

<sup>32</sup> 2012年9月5日付ファイナンシャルタイムズ紙記事 Thailand's unfeasible rice trick

### 3.4 籾米担保融資制度の影響・課題

融資基準単価が高額に設定された理由の一つには、タイのコメ生産費が増加しているという背景があり、基準単価の設定においては生産費が勘案されることになっているが、実際には政治的判断が優先し、生産費を大きく上回る融資基準単価となっている。3.4.1 節ではコメ生産費と融資基準単価の比較など、籾米担保融資制度が生産者に与えるインセンティブ効果や所得支持効果について考察する。

タイ国内の面からは、籾米担保融資制度の導入によって政府の財政負担が膨張して国家予算を圧迫していることが非常に大きな課題とされている。ただし一方では、タイの国内では大きな経済格差が存在し、経済発展によって得られた富を、農家を中心とする低所得層へ政策的に再分配するという施策の重要性は高まっており、タクシン派・反タクシン派の双方ともに政策の方向性としては農業保護の強化に向かっていくと考えられる。3.4.2 節において、財政負担の分析と所得保証制度との比較を行う。

最後に、籾米担保融資制度の影響として、国際市場において最も懸念されるのは、タイ政府の抱える在庫が急拡大しており、その処理の行方がどのようになるかという点である。タイ政府の在庫にはタイ産以外に、さらに不正に近隣諸国産のコメも相当量が混入していると考えられている。政府入札はこれまで 2 度実施されたが順調ではなく、政府輸出も現在の所実際にはあまり動いていない。さらに膨らんだ在庫の保管場所の確保が難航しているとみられる。ただし、国内流通向けには正規の入札を経ずにコメが流れているものと考えられ、国内市場のコメ価格は籾米担保融資制度導入以前に比べると若干上昇したものの、基準単価と比較すると価格水準はそれほど高くなっていない。これらの点を 3.4.3 節でとりまとめる。

#### 3.4.1 農家の所得・生産インセンティブに対する効果

##### コメ生産費の状況と融資単価

タイのコメ生産費統計によれば、コメの生産コストは 2011/12 年で 8,000~9,000 バーツ/トンとなっており、市場価格が平均 10,000 バーツ/トン前後であるので、およそ 1,000~2,000 バーツ/トンの利益となる。自家労働力の割合が少ないので、自家労賃の部分はほとんど無い。平均で農家 1 戸の生産量は約 9 トンであるので、1 戸あたり 9,000~18,000 バーツ（2~5 万円）の利益にしかならない計算である。2011 年籾米担保融資制度を利用すれば、15,000 バーツ/トンの融資基準価格であるので、およそ 6,000~7,000 バーツ/トンの利益となり、1 戸あたりでは 54,000~63,000 バーツ（14~16 万円）となる。

タイでは、2008 年頃からコメの政府融資基準価格の引き上げや所得保証導入等に伴い、農地の地代が少しずつ上昇している。例えば中部に位置するアユタヤ県の農家らによれば、過去 5 年間で近隣の水田の地代は 1,500 バーツから 2,000 バーツへと約 30% 上昇している。また、政府施策によって最低賃金が引き上げられており、代掻き・播種・薬剤散布等の際に作業委託をする農業労働者の賃金が上昇している。他に、灌漑ポンプや機械作業における燃料代がかかるが、これも国際的な燃料価格の高騰に伴って上昇した。

籾米担保融資制度の導入による生産増へのインセンティブ効果があるとみられ、制度導入後には雨季作、乾季作ともに生産量が増加している。（7 ページ表 7 参照）

表 20 タイのコメ生産コストの推移

	生産コスト パーツ/ライ			生産コスト パーツ/t			単収 kg/ライ		
	計	雨季作	乾季作	計	雨季作	乾季作	雨季作	乾季作	計
2006/07	2,344	-	-	5,490	-	-	-	-	427
2007/08	2,430	-	-	5,612	-	-	-	-	433
2008/09	3,632	-	-	8,969	-	-	-	-	405
2009/10	3,582	-	-	8,715	-	-	-	-	411
2010/11	3,643	3,373	4,652	8,251	8,349	7,993	404	582	442
2011/12	3,929	3,687	4,899	8,908	9,359	7,776	394	630	441
2012/13*	3,853	3,421	5,474	9,629	10,399	8,219	329	666	400

出所) 2010/11~2012/13 は農業協同組合省農業経済局、2006/07~2009/10 は(Maneechansook 2011)

注) \*2012/13 は予測値

表 21 タイのコメ生産コスト内訳 (2012 年)

単位: パーツ/ライ

地代	700~900
種子代	500~600
化学肥料	800~1,000
農薬	400~800
労働費(自家・委託)	1,800~1,900
計	4,200~5,200

出所) 農業協同組合省農業経済局

注) 農業経済局の合計数値は前掲表 20 と一致しない。

表 22 アユタヤ県農家の聞き取りによるコメ生産コスト内訳 (2012 年)

単位: パーツ/ライ

地代	2,000
種子代	550
化学肥料	900
除草剤・成長促進剤	500
害虫予防(薬剤・作業代)	150~300
代掻き・播種	560
灌漑ポンプ燃料	450~500
収穫	500
輸送	200
計	5,810~6,010

出所) アユタヤ県農家 4 戸での 2012 年 10 月の聞き取りによる。

注) ただし、自家労賃はカウントしていない。

## コメ品質の低下

なお、生産面について粳米担保融資制度は、生育期間が短い比較的低品質のコメの生産を増加させる方向に働き、中部・北部ではコメ品質が低下している点が問題視されている。また、さらに有機農業や GAP 対応農業などへのインセンティブも薄れている。

## 制度へのアクセス可能性の問題点

担保融資制度に登録している比較的大型の精米所に自分で精米を持ち込むことが必要であるため、アクセス手段の無い農家や、東北部等で小型の精米所しか無いエリアの農民は、担保融資制度の恩恵を直接受けることは出来ない。また、そもそも前提としては農家の自給用生産については対象外である。このため、稲作農家 370 万戸のうち、約三分の一の 120 万戸しか参加していない。ただし、担保融資制度の導入と政府在庫売渡数量が現状では限られている。

## 高価格が地代上昇を通じて不在地主層に還元されるとの問題点

また、稲作農家の多くは地主から農地を賃借して耕作しており、コメ価格が政策的に引き上げられているために、農地賃借価格も呼応して徐々に引き上げられている。このため、Somporn Isvilanonda 氏へのインタビュー<sup>33</sup>によれば、担保融資制度等による利益の多くが、地主層に流れているとみられる。また、同氏は農地賃借の利益増によって不在地主層が拡大しており、都市住民による「土地収奪」が一層拡大しているとしている。

なお、地代上昇効果については、所得保証制度も同じ課題を抱えている<sup>34</sup>。

<sup>33</sup> 2012 年 10 月 10 日, Knowledge Network Institute of Thailand, 元カセート大学教授、コメ専門家

<sup>34</sup> (小林 2011)



### 3.4.2 財政負担の増加— 籾米担保融資制度・所得保証制度に係る財政負担額の推計

#### 籾米担保融資制度における農家への融資額

農業・農業協同組合銀行の融資については、政府資金でこれを担保している。

籾米担保融資制度による稲作農家への融資額は、2011/12 年雨季作米については、商務省においては当初全量受入れを想定して 4,355 億バーツ必要と計上され<sup>35</sup>、その後集荷が予想より少ないことから支出が 1,400 億バーツ程度に留まると訂正され<sup>36</sup>、最終的には農業・農業協同組合銀行によれば、2012 年 10 月時点で、2011/12 年雨季作米に対して農家 114 万戸に対して 1,184 億バーツの融資額となった。

一方、2012 年乾季作米は受入れが予想を大きく上回り、2012 年 10 月時点で農業・農業協同組合銀行による融資支払額は農家 102 万戸に対して 1,900 億バーツの支払いとなった。ただし、乾季米についてはその後も受入れが増加しており、タイ政府は 10 月 15 日の閣議で 2012 年乾季作の籾米担保融資制度に対して、追加で 208.5 億バーツの資金を承認し、これによって受入れ可能量が 1,330 万トンから 1,470 万トンへ拡大した<sup>37</sup>。商務省の統計では 10 月末時点で 1,452 万トンが申請されており、乾季作についての融資額は計 2,200 億バーツを超えるものとみられる。

これにより、2011/12 年雨季作及び 2012 年乾季作併せての融資額は約 3,400 億バーツ（約 8,840 億円）になったものとみられる。

2012/13 年については、年間を通じて受入れ量を制限しない予定であったが、予想される予算が大きくなりすぎることを理由に 9 月の閣議で 2 度通過せず、結局受入れ数量を 1500 万トンに制限することによって閣議を通過した。商務省の推計では当初 4,050 億バーツが必要とされたが、受入れ数量制限によって 2,400 億バーツの予算に抑えた。<sup>38</sup> 2012/13 年の雨季作米について 2 月 28 日まで集荷されるが、1 月時点で約 870 万トンを受け入れている。

2012/13 年の乾季作米については、1100 万トンの受け入れで、1650 億バーツが必要とされており、財源確保に難航し、まだ確定していない。<sup>39</sup>

<sup>35</sup> Bangkok Post 2012 年 4 月 23 日付記事

<http://www.bangkokpost.com/news/local/289953/thai-rice-trade-faces-peril>

<sup>36</sup> USDA FAS GAIN Report 2012 年 6 月 3 日付 Thailand Rice Price-Weekly

<sup>37</sup> (2012 年 10 月 17 日付 USDA FAS GAIN レポート・タイコメウィークリー)

<sup>38</sup> 2012 年 10 月 3 日ロイター記事 Thai c.bank chairman calls for scrapping of rice policy as stocks mount

<sup>39</sup> USDA FAS GAIN Report 2013 年 2 月 19 日付 Thailand Rice Price-Weekly

## 政府の実際の負担額

タイ政府の実際の負担額は、この融資額に加えて、制度のオペレーション費用や保管費用が加算されるが、また一方で、政府が受け入れたコメを入札や政府間輸出等によって販売した販売額をそこから差し引いた残りとなる。

政府の予算書から負担額を算出することが難しいので、2011/12 年雨季作及び 2012 年乾季作併せての政府の実質負担を簡単に推計する。現在の農家庭先価格と融資価格の差額に受入れ粳米量を掛けると、およそ雨季作で 346 億バーツ、乾季作で 698 億バーツ、計 1,044 億バーツ（2,700 億円超）が最終的な財政負担分の計算となる。（次頁表参照）また、8 月 24 日付 Nation 記事によれば、輸出業者が政府在庫払下げにおける入札価格はおよそ 1 トンあたり 16,500～17,000 バーツであり、精米率を加味すると政府の融資基準単価はおよそ 23,000 バーツ/トンとなるため、政府は在庫払下げによって 1 トンあたり 5,000 バーツの損失が出ると見込んでいる。これに 10 月末時点での受け入れ量 2,147 万トンを掛け合わせると、やはり 1,074 億バーツ（約 2,800 億円）の損失となる。これに、さらにオペレーション費用や保管費用等が加算される。

タイ政府はコメの国際市場価格の上昇を見込んでおり、損失額はそこまで膨らまないものと想定していたが、これまでの入札実績では、市場価格よりさらに 10～20%安い価格での落札となっていることから、国際的な米相場が現状を保てば、政府損失はさらに膨らむ可能性も高い。

## 粳米担保融資制度と所得保証制度

一方、2009/10 年から 2 年間導入された所得保証制度では、基準価格と指標価格の差額を農家に支払うことによって、1 年目は 478 億バーツ、2 年目には 673 億バーツの支払いが発生した。これは、2008/09 年までの粳米担保融資制度における差額不足分（融資基準単価と市場価格の差）の推計に比べると、2 倍以上の金額となっており、同制度の導入に多額の予算を注ぎ込んだことがわかる。

ただ、2011/12 年の雨季作・乾季作を合計した差額不足分の推計 1,044 億バーツは、所得保証制度の倍近い額に上ることがわかる。

表 23 粳米担保融資制度と所得保証制度における農業・農業協同組合銀行（BAAC）融資額・政府支出額

	担保 受入れ 粳米量 (千 t)	うるち米 100% 融資基準単価 (バーツ/t)	農業・農業協同 組合銀行 (BAAC) 融資額 (10 億バーツ)	平均市場 価格(庭先) (バーツ/t)	差額 不足分 (10 億バーツ)	政府 支出額 *** (10 億バーツ)
2004/05 年	6,093	6,600-6,700	***43.7	6,531	**4.1	—
2005/06 年	7,466	7,100	***41.9	6,583	**10.5	—
2006/07 年	3,445	6,500-6,600	***55.7	6,501	**1.1	—
2007/08 年	4,368	6,700	***55.2	9,811	**24.4	—
2008/09 年	10,680	12,000	***118.5	9,960	**19.0	—
2009/10 年	—	保証単価 10,000	—	8,642	—	47.8
2010/11 年	—	保証単価 11,000	—	8,644	—	67.3
2011/12 年雨季作	6,950	15,000	118.4	10,026	**34.6	—
2012 年乾季作	14,520	15,000	*217.8	10,191	**69.8	—

出所) 農業協同組合省農業経済局 (OAE) 「2011 年タイ農業統計」

注) \*融資額は基準単価と掛け合わせておおよその額として推計。\*\*差額不足分は、市場価格と融資基準単価の差額を受け入れ量に掛け合わせて推計。\*\*\* USDA FAS GAIN Report 2012 年 3 月 20 日付 Thailand Grain and Feed Annual 2012  
庭先価格はうるち米 5%

## GDP、政府予算における粳米担保融資制

タイの GDP は 2012 年に 11 兆 3630 億バーツであり、うち農業 GDP は 1 兆 3850 億バーツであるため、粳米担保融資制度における 2012 年の農家への融資額 3362 億バーツはタイ GDP の 2.96%、タイ農業 GDP の 24.3% となり、差額不足分の推計 1,044 億バーツはタイ農業 GDP の 7.5% となる。

また、タイの国家予算は 2012 年に 2 兆 3800 億バーツであり、2012 年の農家への融資額 3362 億バーツはタイ国家予算の 14.1%、差額不足分の推計 1044 億バーツはタイ国家予算の 4.4% となる。

タイ政府は、以下の 4 点を国家財政規律の基準としている。①公的債務残高が GDP の 60% を超えない。②年間公的債務が毎年予算の 15% を超えない。③均衡予算を作る。④政府投資額の予算に占める割合が 25% 以上。現在の政府の中期見通しでは、うち①と②について、①の公的債務残高は 2012 年に約 4 兆 9000 億バーツで GDP の 42.6% であったが、2013 年には 5 兆 9000 億バーツで 47.5%、2016 年には 48.0% に拡大する、②年間公的債務は 2012 年に 2221 億バーツで予算の 9.3% であったが、2013 年には 1779 億バーツで 7.4%、2016 年には 3076 億バーツで 11.5% に拡大する、とされている。<sup>40</sup>

しかし、粳米担保融資制度で予想される損失の発生は、現時点での 2012 年の債務には含まれていないものと考えられる。同制度は 2013 年が継続されているため、差額不足分の推計 1044 億バーツを単純に 2 年分で 2 倍して 2088 億バーツの差額不足分が発生すると仮定し、仮にこれを 2013 年の政府公的債務に加えると、年間公的債務は政府予算の 16% となり、政府の財政規律基準を満たさない計算となる。このため、現在の国際市況の下で、粳米担保融資制度を継続することは、財政の持続可能性の観点からは大きな課題があることが推察される。

表 24 タイ政府の財務指標の推移推計

単位：億バーツ

	2012	2013	2014	2015	2016
公的債務残高/GDP (%)	42.6%	47.5%	48.4%	48.5%	48.0%
GDP	115,731	125,449	134,858	144,972	155,845
公的債務残高	49,325	59,620	65,296	70,302	74,820
公的債務/政府予算 (%)	9.3%	7.4%	11.6%	11.7%	11.5%
公的債務	2,221	1,779	2,869	2,987	3,076
政府予算	23,800	24,000	24,728	25,570	26,710

出所) 脚注 40 に同じ

タイはケアンズ諸国の中でも特に農産物貿易の自由化を求めてきており、また農業への財政支出は非常に少なかった。所得保証制度と担保融資制度の復活を経て、徐々に農業への支出割合が増加してきていると言える。

<sup>40</sup> タイ財務省財政局、2013 年「財政状況報告」  
<http://www.fpo.go.th/FPO/modules/Content/getfile.php?contentfileID=3758>

### 3.4.3 政府在庫の急増と不正流入

#### 需給状況

なお、タイ政府はコメ需給の情報を公表していないが、米国農務省（USDA）によれば、タイの国内生産量約 2,000 万トン（精米ベース）に対し、2012 年の期首在庫で 562 万トン、期末在庫は 933 万トンとの推計で、2013 年の期末在庫は 1,163 万トンになると予測している。（次頁表参照） また、タイ開発研究所（TDRI）は、2012 年 10 月現在の政府在庫は 1,000 万トン程度に上るとの推計を示している。

表 25 米国農務省によるタイのコメ需給推計

	期首在庫	生産量	輸入	輸出	単位) 千トン (精米ベース*)	
					国内消費	期末在庫
2006	2,312	18,200	2	7,376	9,544	3,594
2007	3,594	18,250	3	9,557	9,780	2,510
2008	2,510	19,800	8	10,011	9,600	2,707
2009	2,707	19,850	300	8,570	9,500	4,787
2010	4,787	20,260	300	9,047	10,200	6,100
2011	6,100	20,262	200	10,647	10,300	5,615
2012	5,615	20,460	600	6,945	10,400	9,330
2013	9,330	20,500	400	8,000	10,600	11,630

出所) USDA PSD Online 2012 年 3 月 1 日アクセス

注) 1~12 月計、\*精米換算レート: 0.66

まず、様々な推計を活用しながら、タイの担保融資制度によってタイのコメ流通と在庫の全体像がどのようなになっているかという模式図を、ざっと次頁図 10 に示しておきたい。<sup>41</sup>

2011/12 年雨季米と 2012 年乾季米を併せると、2011/12 年のタイコメ生産量は精米ベースでおよそ 2,300 万トンになるとみられる。後述するが、担保融資制度を不正に利用するために、周辺諸国から 300 万トン程度の粳米が流入しているとみられており（タイ開発研究所（TDRI）推計。他に 50~100 万トン程度と推計する専門家もある）、供給量は計 2,600 万トンとなる。

担保融資制度により受け入れられた粳米は、2011/12 年雨季作では既に 695 万トンと生産のうち約 3 割が、2012 年乾季作では 2012 年 10 月時点で既に 1,452 万トンと生産推計を上回る量が受け入れられており、合計すると 2,147 万トンとなる。これを精米ベースに換算すると約 1,400 万トンである。つまり、残りの 1,200 万トンが民間流通している。

米国農務省の推計によれば、タイの年間国内消費量はおよそ 1,000 万トン、輸出量は 650 万トンで、需要は計 1,650 万トンである。政府在庫の売渡入札はこれまで 2 回しか実施されておらず、計 29 万トンしか落札されていない。しかし、国内小売市場価格が特に高騰していないことを考えると、おそらく担保融資制度に受け入れられたコメのうち、420 万トン程度は入札を得ない（不正な）ルートで、既に市場に回収されている。

そして、残りの 950 万トンについて、政府間輸出ではまだ実際にモノが動いていないとみられ、政府在庫増加分として政府倉庫に保管されているか、あるいは精米所倉庫等の民間倉庫に政府から委託されて保管されているとの計算になる。

<sup>41</sup> 在庫量や流入量等は、正確な値では無いため、雰囲気をつかむための数値として理解されたい。

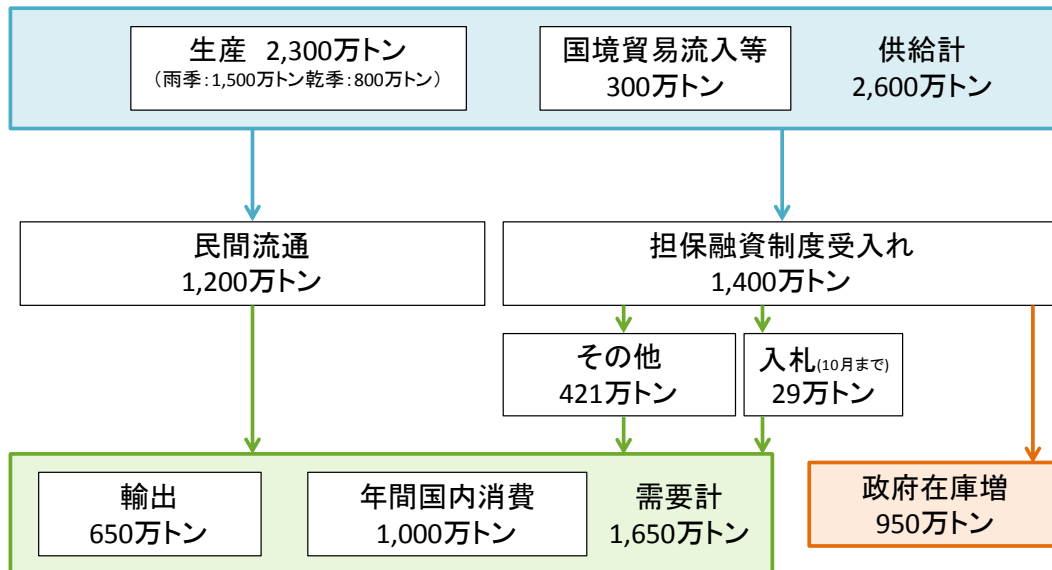


図 14 2011/12 年度産タイのコメ流通状況についての模式図

出所) 著者作成

注) 国境貿易の流入量については TDRI の推計を活用した。

なお、数量は精米ベース。

#### カンボジア産・ミャンマー産・ベトナム産籾米の流入と古米の活用等の不正

2012 年乾季米で担保融資制度を通じて預託された籾米総量は 2012 年 10 月に 1,452 万トンと総生産量の推計値約 1,200 万トンを上回っている（ただし総生産量の確定値は未発表）。さらに、政府が認可した精米所へのアクセスが無い農家の存在や、自家消費等に用いる籾米があるという点を考えると、タイで融資対象期間中に作付け・収穫されたコメ以外のコメが、担保融資制度を活用して不正に預け入れられた可能性が非常に高い。

担保融資政策における不正に対して、農業協同組合省大臣は厳密な処罰を下すと述べているが、既に非常に多くの不正な籾米輸入が特別捜査局（DSI）によって摘発されている。特別捜査局（DSI）は、1 回の量はトラック等で数十トン～数百トン規模だが、毎日のようにカンボジアやミャンマー国境からタイへ籾米が移送されていると述べている。<sup>42</sup>

2012 年 10 月 10 日の Knowledge Network Institute of Thailand の Somporn Isvilanonda 氏へのインタビューによれば、特別捜査局（DSI）等の情報に基づけば、少なくとも 50～100 万トン規模で近隣諸国からタイへ籾米が不正に流入している。2012 年 7 月 29 日 Nation 記事によれば、タイ開発研究所（TDRI）の Nipon Poapongsakorn 所長（当時）は、カンボジアやミャンマー等の近隣諸国産の籾米が 300 万トン以上、担保融資制度の下で質入れされている可能性がある」と指摘している<sup>43</sup>。カンボジア産やミャンマー産だけでなく、カンボジアを通じて、ベトナム産籾米も 50 万トン程度が流入しているとの推計もある<sup>44</sup>。

なお、不正は、国境貿易だけではなく、通常は家畜飼料等にしか用いることのできないような古米も、担保融資制度を活用して政府在庫に流れ込んでいるとみられるほか、現物が無い状況で不正に証券を発行して、融資支払を請求するといった非常に様々な形態があるとみられている。

<sup>42</sup> 2012 年 10 月 10 日付ロイター記事

<sup>43</sup> 2012 年 7 月 29 日付 Nation 記事

<sup>44</sup> 2012 年 10 月 10 日付ロイター記事

## 政府入札の実施状況

2012 年 6 月 8 日付けターンセータキット紙によると、輸出業者は手持ちの米在庫量が少なくなっているため商務省に在庫米を放出するよう強く要望していた。

これまで実施された政府米売却に係る入札は 8 月 28 日と 9 月 29 日の二回で、計 86.4 万トンの入札をかけたが、結局は 2 回合計で 29 万トン程度の落札量にとどまっている。入札価格が安かったことが原因で、実際に落札されたコメの価格は市場価格に比べて 10～20%程度低い価格になった模様である。<sup>45</sup>

表 26 タイ政府米売却に係る入札

単位：トン

	8 月 28 日		9 月 29 日		合計	
	入札量	落札量	入札量	落札量	入札量	落札量
2011/13 雨季米	709,731	229,661	586,193	57,604	864,056	287,265
古米	44,327	2,935	-	-	44,327	2,935

出所) 2012 年 10 月 10 日付 USDA FAS GAIN レポート・タイコメウィークリー

USDA によれば、タイ政府は例年ホームマリ米の需給がひっ迫する冬季の国際市場を狙って、2012 年 11 月～1 月にかけてホームマリ米を追加で 30～50 万トン入札にかかる見込みである<sup>46</sup>とされていたが、2013 年 2 月時点ではまだ追加の入札は実施されていない。

いずれにせよ、精米ベースで約 1,400 万トンになる政府受入れ量に比べると、これまで非常にわずかな量しか落札されていない。

## 入札以外での政府米の流通

これまでの入札による政府米売却が非常に限られていること、国内消費と輸出量での需要 1,600 万トンに対して民間流通分は 1,200 万トンしかないこと、また政府融資基準価格が市価の 1.5 倍の価格に設定されていること（うるち米 100%で市場価格平均 10,000 バーツ/トン前後に対し、融資基準価格 15,000 バーツ/トン）、そしてタイのコメの輸出価格や生産者庭先価格は 20～25%程度の上昇、さらに国内市場価格はわずかに数パーセントの上昇に留まっているということを考え合わせると、担保融資制度によって政府に納入されたコメは、入札を経ない形で、少なくとも数百トン程度が市場に出回っているという計算になる。

チューキヤット米輸出協会名誉会長は、精米所は政府の代わりに保管しているコメの一部を卸売業者等に売却しており、政府から精米の納入を求められた際には、公共倉庫機構（PWO）の職員等と結託し、政府保管の古米を精米業者に安値で売却して、精米業者から新しく新米を納入したという形にし、実際にモノを動かさずに処理することが出来る、といった方法があると述べている。<sup>47</sup> 特別捜査局（DSI）も、公共倉庫機構（PWO）の職員がコメ流通に関わる汚職に関わっていると述べている。<sup>48</sup> 元カセート大学教授 Somporn Isvilanonda 氏<sup>49</sup>も、はっきりとした証拠はないが、精米所の汚職は深刻であると述べ、卸売業者は精米所から 16,000 バーツ/トン（精米ベース、粳米ベースで 11,000 バーツ/トン）程度で粳米を購入できており、国内小売市場は多少値上がりしているものの、不足感はないとしている。また同氏は、粳米担保融資制度の存在がこういった腐敗を増長させており、この抑制が大きな課題であるとしている。

<sup>45</sup> 2012 年 10 月 10 日付 USDA FAS GAIN レポート・タイコメウィークリー

<sup>46</sup> 2012 年 10 月 24 日付 USDA FAS GAIN レポート・タイコメウィークリー

<sup>47</sup> 2012 年 10 月 10 日の著者によるインタビュー

<sup>48</sup> 2012 年 8 月 7 日付 Bangkok Post 記事 DSI lifts lid on rice pledge fraud tactics

<sup>49</sup> 2012 年 10 月 10 日 Knowledge Network Institute of Thailand

次の図・表に、コメの輸出価格と生産者庭先価格、国内小売市場価格の近年の推移を挙げた。

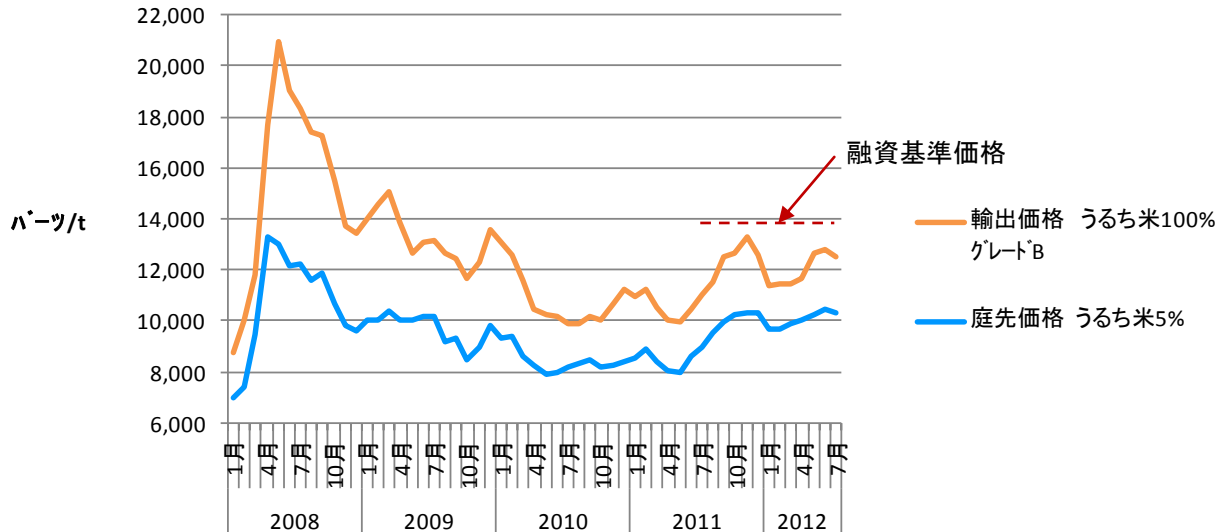


図 15 農家庭先価格とコメ輸出価格の推移

出所) タイコメ輸出業者協会及び農業協同組合省農業経済局の資料を基に作成。

注) 輸出価格は粳米換算（精米率 66%）・パーツ換算をした。

表 27 コメの小売価格推移

単位 パーツ/5kg 袋

			白米 100%	ホームマリ米 100%
2010	10	10/05	140-150	180-195
	11	11/09	140-150	180-195
	12	12/23	140-150	180-195
2011	1	01/05	140-150	180-195
	2	02/01	140-150	180-195
	3	03/02	140-150	180-195
	4	04/11	130-150	180-195
	5	05/02	130-150	180-195
	6	06/03	130-150	180-195
	7	07/19	130-150	180-195
	8	08/03	130-150	180-195
	9	09/01	130-150	180-195
	10	10/04	140-160	180-200
	11	11/02	140-160	180-200
	12	11/01	140-160	180-200
2012	1	01/04	140-160	180-200
	2	02/01	140-160	180-200
	3	03/05	140-160	180-200
	4	04/02	140-160	180-200

			白米 100%		ホームマリ米 100%		
			very well ブランド	MBK 青袋	Good ブランド (Thin Siam)	MBK 赤袋	Hongthong 赤袋
2012	5	05/01	118-135	139-147	193-195	197-210	205-221
	6	06/01	118-123	139-147	193-195	209-210	209-221
	7	06/02	118-123	139-147	189-195	205-218	199-221
	8	08/01	118-123	139-147	195	205-218	199-221
	9	09/04	118-134	139-147	195-205	205-218	215-228
	10	10/01	118-124	139-149	190-205	205-218	215-228
	11	11/02	122-127	143-149	179-182	205-218	209-228

出所) 商務省内部貿易局

## 政府間貿易（GtoG）

タイ商務省は、2012 年のコメ輸出について 950 万トンを目標値としている。8 月 14 日付 Nation 紙によれば、商務大臣ブンソン・テーリヤーピロムは政府間貿易で 400～500 万トンの輸出が可能であり、民間と併せて 800～950 万トンの輸出が達成可能であるとの見込みを示している。商務省はインドおよびベトナムの米輸出が一段落してから、政府間貿易で輸出量を増加させるとしている。政府間貿易により、中国向け 200 万トン、インドネシア向けに 100 万トン、バングラディッシュ向けに 2 年間で 100 万トン、コートジボワール 25 万トン等の輸出見込みで、さらに 9 月にアラブ首長国連邦とバーレーンを訪問し、中東への政府間輸出について協議予定であり、またフィリピンやアフリカ、その他中東等が政府間輸出のターゲットであるとして、年間 400～500 万トンを政府間貿易によって輸出することが達成可能であるとしている。

米輸出業者らは実際のモノの動きが見られないことからこの発言を疑問視していたところ、同大臣は 10 月上旬には合意した国や数量、価格について外交上のエチケットから明らかにすることは出来ないと発言を翻し、状況は非常にあいまいである。

チューキヤット米輸出協会名誉会長は、需給がひっ迫している状況であればインドネシアや中国等の国が国を挙げてコメ供給を確保しようとの動きを見せる可能性があるが、現状のコメの国際市場はインドやベトナム等から十分な供給量があり、また各国の在庫も比較的多いことから、政府間貿易に興味を示す国はほとんど無いと考えられるとしている。また、仮に政府間貿易を受け入れるとすれば、価格を大幅に割り引くことが条件になるのではないかと考えられ、政府間貿易では価格条件等が開示されないために非常に憂慮していると述べている。<sup>50</sup>

### 政府間貿易の実務委託に係る入札

なお、タイ政府が政府間貿易で実際に米を出荷する実務については、民間の輸出業者に委託されるが、従来は出荷業務についても政府による入札が実施されていたところ、現在は政府が輸出業者を特定する形で輸出されており、米輸出協会はこういった不透明な取引に対して懸念を示している。<sup>51</sup> 以前は入札であったが、直近のインドネシア向けの政府間貿易での輸出については取引相手国が指名した輸出業者を用いるようになったという点については、本事業における商務省国内取引局に対するヒアリングでも確認された。ただし、米輸出協会は、インドネシアの政府部門担当者に問い合わせたところ、輸出業者はタイ政府が指定したもので、特にインドネシア側から指定した業者ではないとの回答を得たとしており、政治的に一部の輸出業者のみが優遇されている点が憂慮されるとしている。

<sup>50</sup> 2012 年 10 月 10 日の著者によるインタビュー

<sup>51</sup> 2012 年 10 月 10 日の著者によるインタビュー



## 政府在庫の急増

タイ政府はコメの在庫情報を公開しておらず、正確な数値を把握することが難しくなっている。タイ開発研究所（TDRI）では、既に政府在庫だけで 1,000 万トン程度の在庫が積みあがっていると推計している。

米国農務省の推計では、2011/12 年の政府・民間含めた期末在庫が 940 万トンであり、期首在庫から比べて約 380 万トン増にとどまる（9 ページ表 4 参照）。米国農務省の推計では海外からの輸入量が 30 万トンとなっていることから、タイ開発研究所（TDRI）よりも在庫増がその分少なくなっている。ただし、2012/13 年の期末在庫は 1,200 万トンを上回るとの推計である。

政府は過去 2 期の在庫に加え、さらに籾米担保融資制度の継続実施を決定した 2012/13 年度産の収穫・納入が既に開始しており、さらに新たに 2,600 万トン（うち雨季作 1,500 万トン、乾季作 1,100 万トン）を上限に受け入れる方針であることから、保管場所の確保を急いでいる。空港倉庫、軍用倉庫等を活用する等のニュースが報道されていることから、民間の倉庫でも相当量を委託しているとみられるが、それでも民間・政府併せても過去最高の在庫量であり、倉庫容量が既に限界に近づいてきている可能性が高いと考えられる。

18 ページ表 10 に見たように、7 月の段階で政府倉庫に精米されて移送されたものがこのうち約 800 万トンで、残りは精米所で保管されている。

## 東北部の精米業者に与えている好影響

なお、東北部雨季米では、籾米担保融資制度での集荷率が雨季米で 3 割程度と低いが、カシコンリサーチセンターの農業経済研究者パカオン氏によれば<sup>52</sup>、東北部の精米業者は国内需要等に支えられて在庫を順調に販売することができているとの状況である。

<sup>52</sup> 2012 年 10 月 10 日著者ヒアリング

## 4 大洪水のタイ農業政策、対日輸出に対する影響

本節では、大洪水の被害・復旧状況と、それがタイの農業政策や、農産物・食品貿易、日本向けの輸出にもたらした影響についてとりまとめる。

### 4.1 被害・復旧状況

#### 2011 年 7 月～12 月洪水の被害・復旧状況

2011 年 7 月～12 月に起きたタイの大洪水は、タイの中心を流れるチャオプラヤ川流域、特に中部穀倉地帯を中心に大きな被害をもたらした。タイ全体で農地の 13%が影響を受け、被害を受けた農地は 180～200 万ヘクタール（うち約 140～160 万ヘクタールが水田）、養殖池は 4.2～4.7 万ヘクタール、8 百万頭/羽が被害にあった

大規模な被害を受けた中央部は輸出向け長粒米の主産地でもあり、洪水被害により輸出にも多少影響が出た。ただし、稲作については、当初 600 万トンの被害予想が出されていたが、その後 450 万トンに修正された。洪水が影響した雨季作全体については、作付面積の増加や東北部の豊作等の影響により前年より 2%増加している。また、乾季作は雨季作で洪水被害が出たことや、担保融資制度復活により農家の意欲も高く生産量が 19%増加し、通年ベースで生産は 7%増加した。アユタヤ県でヒアリングを行った農業局担当官、農家らも、洪水の被害はあったが、長期的な被害ではなく、現在はほぼ完全に復旧していると述べた。

一方、より深刻で長期に亘る被害が出たのは果樹等の多年生作物を栽培する園芸部門と、家畜を洪水で失った畜産業である。また牧草地の復旧も課題とされている。

表 28 洪水の被害状況

	災害被害報告書 (2012 年 3 月 23 日時点)		OAE 推計
	影響地域	被害調査実施済み	
<b>農業</b>			
農家(世帯)	1,217,732	1,095,819	1,164,490
面積(100 万ライ)	12.74	10.75	11.16
- 稲作	10.21	8.69	8.87
- 畑作	1.86	1.53	1.55
- 園芸作物およびその他	0.67	0.53	0.74
<b>水産業</b>			
漁家(世帯)	157,982	157,114	164,868
- 魚養殖池(ライ)	263,134	237,156	293,648
- エビ、カニ、カニ池(ライ)	62,361	44,206	-
- 養殖いけす(m <sup>2</sup> )	417,537	343,954	-
<b>畜産業</b>			
- 畜産飼育農家(世帯)	254,670	46,217	57,663
- 畜産頭数(100 万羽、頭)	30.32	7.71	8.43
- 牧草(ライ)	17,776	4,635	5,515

出所) 農業協同組合省

1 ライ=0.16 ヘクタール

タイ経済全体で見れば、農業・畜産・漁業分野の損害は総損害額の約 4%であった。

表 29 2011 年洪水の部門ごとの直接被害と損失額

単位 100 万バーツ

部門	直接被害	損失	合計	シェア(%)
インフラ	42,174	18,769	60,943	4.49
水管理	8,715	-	8,715	0.67
輸送	22,878	6,263	29,141	2.15
通信	1,290	2,020	3,310	0.4
電力	3,191	5,321	8,512	0.63
水道・水資源	3,538	2,104	5,642	0.42
世界遺産・史跡	2,562	3,061	5,623	0.41
生産部門	536,857	656,001	1,192,858	87.92
農畜漁業	17,842	34,027	51,869	3.82
工業	513,881	417,025	930,906	68.61
観光業	5,134	89,673	94,807	6.99
金融・銀行	-	115,276	115,276	8.50
社会部門	60,643	41,815	102,458	7.55
公衆衛生	1,684	2,128	3,812	0.28
教育	13,051	1,798	14,849	1.09
住居	45,908	37,889	83,797	6.18
全部門に関連	375	176	551	0.04
環境	375	176	551	0.04
合計	640,049	716,761	1,356,810	100

出所 (木口 et al. 2012), 元データは世界銀行

表 30 2011 年洪水の GDP への影響

単位 100 万バーツ

セクター	収入への影響	GDP への影響 (市場価格)	GDP への影響 (実質価格) 1988 年価格
①農林水産業	42,795	27,767	9,369
農業(耕種・畜産)	40,143	26,258	8,070
漁業	2,902	1,509	950
②製造業	512,502	227,477	122,444
③卸売・小売業	31,164	23,948	10,938
④電力・水道供給	33,223	6,837	4,131
⑤観光	31,881	13,709	5,001
⑥建設・不動産	28,172	9,297	5,408
⑦輸送業	63,750	19,119	14,409
<b>損害額(①～⑦)</b>	<b>743,487</b>	<b>328,154</b>	<b>171,699</b>
GDP に対する影響(%)			3.7

出所 (タイ国家経済社会開発庁 (NESDB) 2012)

## 2012 年の洪水の被害状況

2012 年にも前年に比べると被害は小さいが、洪水が起こっており、およそ 1.3 百万ライ（21 万ヘクタール）の農地で浸水が見られるとしている。低利融資等の対策がとられる。ただし、これら被害農地は経常的に洪水に見舞われる地域で、また 2011 年にみられたような滞留状態にはなっていない。

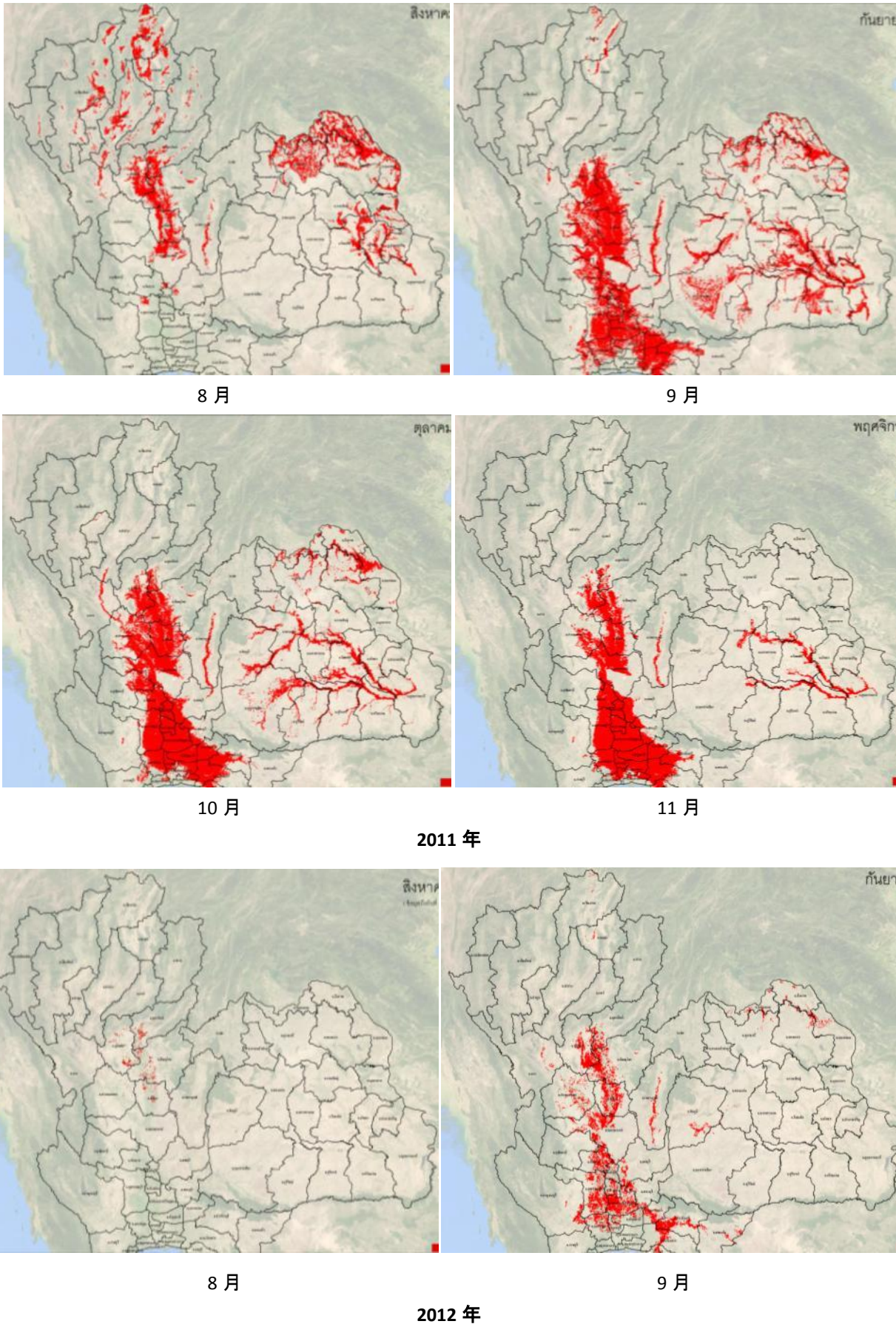


図 16 タイの 2011 年と 2012 年の洪水の状況

出所) Thai Flood Monitoring System, [www.flood.gistda.or.th](http://www.flood.gistda.or.th)

## 4.2 農業関連の洪水被害救済対策

### 被害農家に対する補助金支給

2011 年 8 月 30 日に洪水被害農家対策として新たに 81.7 億バーツの予算を計上。当初 606 万バーツから 2222 万バーツに引き上げて、生産コストの 55%をカバーできるように補償額を引き上げた。

農業経済局によれば、2012 年 7 月時点で農業・農業協同組合銀行（BAAC）は、洪水被害者の復興サポートの 99.27%が既に支払いを終えており、閣議決定された 297 億バーツのうち、295 億バーツが既に農家 136 万戸に支払われた。

表 31 タイの 2011 年洪水被害に対する農家補償額

品目	補償額 バーツ/ライ	品目	補償額 バーツ/頭
コメ	2,222	牛	3,600-15,800 ただし 2 頭以内
トウモロコシ	3,150	豚	1,200~2,500 10 頭以内
果樹園	5,098	羊・山羊	1,400 10 頭以内
堆積した農地	7,000 ただし 5 ライ以内	ダチョウ	2,000 10 頭以内
養殖-魚	4,225	鶏	20~40 300 羽以内
海老・カニ・貝等	10,920 ただし 5 ライ以内	あひる	50 300 羽以内

出所) 農業経済局

上記に加えて、1,437 万バーツ/トンがコメ農家に追加で支払われたが、これに対して計 65 億バーツの予算が計上されている。さらに、コメ農家には 10 ライを上限に、種籾が 1 ライあたり 10 キログラムが無料で配布された。種籾の配布は王室プロジェクトとして実施され、コメ局が管轄し、計 6.6 億バーツの予算が計上された。

### 追加融資・融資返済免除・猶予

農業・農業協同組合銀行（BAAC）は、融資免除、返済猶予等で、計 81 億バーツの予算を計上した。被害農家に対して 1 戸あたり 1 万バーツを支援金として提供したほか、ローンの返済を 3 年猶予、さらに 10 万バーツを上限に災害復旧のために低利（利率 3%）でのローンを提供している。

### 遊水地機能のある農地に対する補償

なお、治水対策の一環として、チャオプラヤ川流域では一部の農地に遊水地機能を持たせる取り組みが実施されており、すでに遊水地として認定された農地を所有する農家に対して、湛水期間に対する補償契約が提供されている。

### 4.3 洪水対策関係の主要事業

#### 洪水対策機構

洪水・水資源対策では、行政機関としては、気象局、内務省、農業協同組合省と傘下の王立灌漑局、天然資源環境省が主要な関係機関である。2011 年の洪水後、中長期的枠組み策定のために、復興・未来開発戦略委員会（Strategic Committee for Reconstruction and Future Development – SCRF、国家再建に係る戦略策定と財源、災害管理措置の導入を担当）と、水資源管理戦略委員会（Strategic Committee for water Resource Management – SCWRM、水管理政策の見直し、ボトルネックと解決策の提示、投資パッケージの準備を担当）の 2 つの委員会が設けられた。また、内閣の承認の下で新しく国家水政策洪水委員会（The National Water Policy and Flood Committee – NWPFC）が組織されており、ここが今後は水資源と洪水関連について統一的で単一の指揮機関としての役割を担う。また、これを支える機関として国家水資源洪水政策委員会事務局（The Office of the National Water and Flood Policy Committee – ONWFPC）が設置されている。

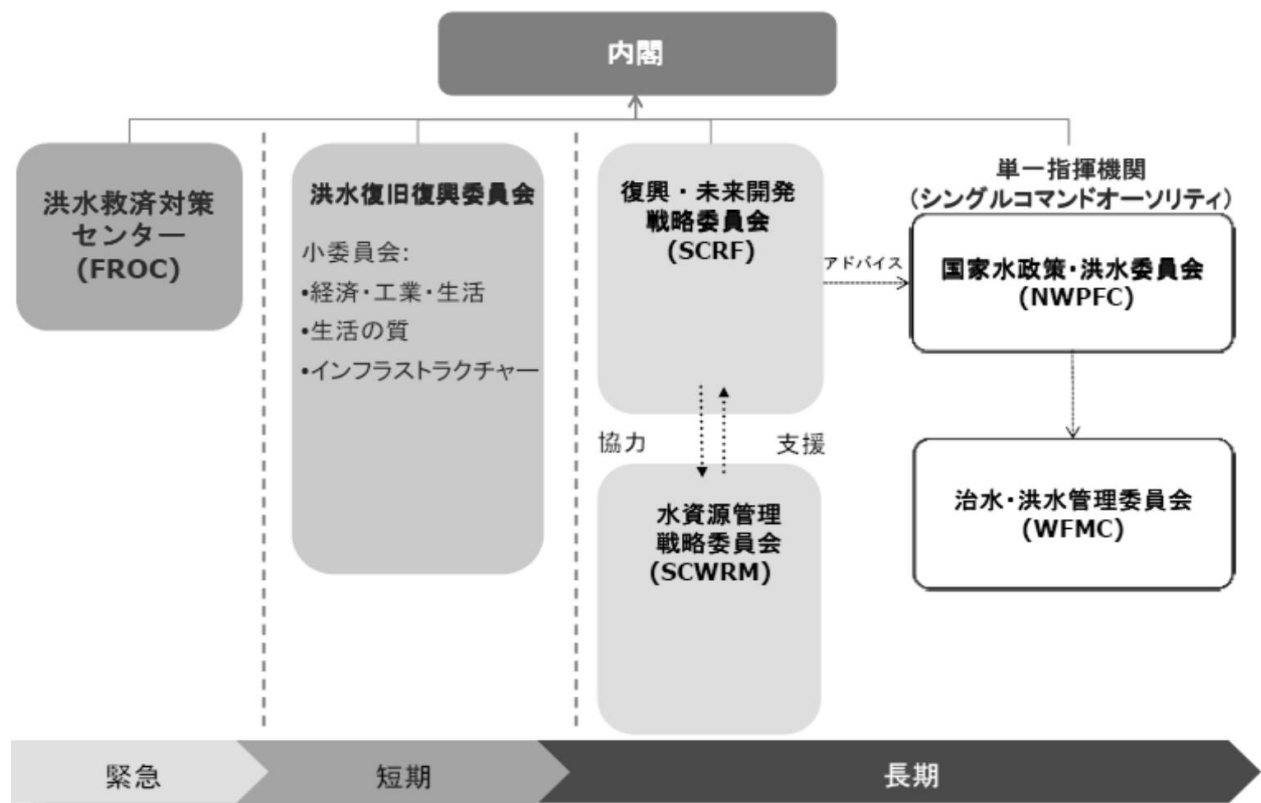


図 17 タイの洪水復旧に係る機関

出所) (タイ国家経済社会開発庁 (NESDB) 2012)

#### 水資源管理マスタープラン

次頁表 20 に挙げるように、洪水後の再建策に係る戦略の第一が水資源管理とされているが、この対策のために 2012 年 1 月に、JICA 等の支援を得ながら、「水資源管理マスタープラン<sup>53</sup>」が策定されている。同プランは、「緊急時の水管理行動計画」と、「チャオプラヤ川流域の統合・持続可能な洪水対策行動計画」の二つを主要なコンポーネントとしている。2012～13 年で前者に 226 億バーツ、後者で 3,000 億バーツ

<sup>53</sup> 日本語仮訳版が以下のサイトで入手可能。  
[http://committees.jsce.or.jp/kokusai/system/files/④タイ政府 MP\(日本語仮訳\)\\_1.pdf](http://committees.jsce.or.jp/kokusai/system/files/④タイ政府 MP(日本語仮訳)_1.pdf)

と、計 3226 億バーツ（約 8,400 億円）の予算が組まれている。特に水利施設に係る物理的構造物の復旧と能力向上に前者で 171 億バーツ、後者で 1,770 億バーツと最大の予算が割り当てられ、次いで遊水地と復旧措置の選定に対して後者で 600 億バーツが割り当てられている。

表 32 2011 年洪水後の再建と将来の開発のための 5 つの戦略と財源

戦略	予算(百万バーツ)
<b>1. 水資源管理</b> ・ 自然災害・危機からの実体セクターに対するリスク防止	322,626
<b>2. 製造・サービス部門の再編</b> ・ 持続可能な競争力に向けた主要産業の強化 ・ 国・地域の経済的繁栄の周延	10,000
<b>3. 新経済圏の開発</b> ・ 準地域（サブリージョン）レベルでの経済回廊の開発 ・ 近隣諸国と東南アジア地域とのクラスタ創設 ・ 国境経済区と国境郡区の開発 ・ 相互利益に基づいた近隣諸国との接続性を強化	
<b>4. インフラストラクチャーの開発(2012～2020 年)</b> ・ 現在の輸送網の強化（陸・空・海） ・ 国のエネルギー安全保障の強化 ・ 電気通信インフラストラクチャーの開発 ・ 産業・人々のための公共インフラの改良	2,270,086
<b>5. 保険制度の開発</b> ・ 保険制度の信頼感と自覚の醸成 ・ 全ての分野での保険会社の請求権の標準とサービスシステムの構築 ・ 保険制度のルールと規則の改善 ・ 保険共同基金の設置	50,000

出所）（タイ国家経済社会開発庁（NESDB） 2012）



図 18 水管理に関する国王のイニシアチブ

出所）（タイ国家経済社会開発庁（NESDB） 2012）



## チャオプラヤ川流域の統合・持続可能な洪水対策行動計画

「チャオプラヤ川流域の統合・持続可能な洪水対策行動計画」<sup>54</sup>では、洪水を軽減するための施策として下表に示す 6 施策を導入する計画としている。

最も目玉となる施策は、55 ページの地図に示したように、ゾーニングを基本として洪水対策設備を整備するもので、地域別に以下の 3 種類がある。

- 1) 上流域における貯水池設置：地図中①のチャオプラヤ川流域の各支流の上流域において貯水池を設け、水量をある程度コントロールすることができるようにする。
- 2) 氾濫原における遊水地整備：地図中②ナコンサワン北部及び③アユタヤ北部の氾濫原にケームリン（「サルの頬っぺた」：水田・畑の一部の水利設備を改良し、洪水の際には遊水地として用いることができるようにする）をそれぞれ 16 万ヘクタールずつ設け、6 千～1 万立方メートルの水を長期間貯水できるようにする。
- 3) 下流域における放水路整備：地図中④のチャオプラヤ川東部と西部水路について、放水路・分水路の整備と物流のための交通路確保を進める。

表 33 チャオプラヤ川流域の統合・持続可能な洪水対策行動計画

計画	予算 (百万バーツ)	実行期間	担当機関
<b>1. 森林や生態系の復元及び保護</b> プロジェクト例 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 上流、中流、下流に植樹し、森林を復元・保護し、堰堤を建設し、ピン川、ワン川、ナーン川、サケー克蘭川、タージーン川及びパサク川流域を保全するプロジェクト</li> <li>• ヨム川流域、サケー克蘭川流域、ナーン川流域、パサク川流域に貯水池を建設するプロジェクト</li> </ul>	60,000	2012 年以降	天然資源・環境省、農業・協同組合省、灌漑局
<b>2. 年間国家基本ダム管理計画及び水管理計画策定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 重要地域の重要ダムに係る水管理計画開発、各種水管理計画、水に関する情報の一般への公開</li> </ul>	-	2012 年以降	灌漑局及び国家発電局
<b>3. 既存の建造物あるいは計画に基づく建造物の復元修理計画</b> プロジェクト例 <ul style="list-style-type: none"> <li>• パサク川及びチャオプラヤ川から東部への、又は両岸への洪水に対応するための放水路（floodway）又は分水路（flood diversion channel）並びに道路、建造物の建設プロジェクト</li> <li>• 計画上の土地利用を行い、洪水から防護されたエリアを作るプロジェクト</li> <li>• 本流及びその他の河岸状態変更プロジェクト</li> </ul>	177,000	2012 年以降	農業・協同組合省、天然資源・環境省、内務省、交通省

<sup>54</sup> 日本語仮約版が以下のサイトで入手可能。

[http://committees.jsce.or.jp/kokusai/system/files/①-3\\_日本語付属資料（仮訳版）.pdf](http://committees.jsce.or.jp/kokusai/system/files/①-3_日本語付属資料（仮訳版）.pdf)

計画	予算 (百万バーツ)	実行期間	担当機関
<b>4. データベース、天気予報及び警報システム開発計画</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各方面からの協力による国の水データベース及び天気予報のためのシミュレーションシステムを開発し、警報システムを改善するプロジェクト</li> </ul>	3,000	2012 年以降	首相府
<b>5. 特定地域における緊急事態時の計画</b> プロジェクト例 <ul style="list-style-type: none"> <li>ツールベース構築、交通及び洪水に対する事前計画、洪水による汚水問題解決、被害者救済計画策定等による重要地域での洪水被害低減システム開発</li> </ul>		2012 年以降	内務省、農業・協同組合省、天然資源・環境省、交通省
<b>6. 洪水による被災者救援に係る対応基準を取りきめる計画</b> プロジェクト例 <ul style="list-style-type: none"> <li>農業地域約 2 百万エーカーについて二毛作を可能とする。対象はピサヌロークプロジェクト及び大チャオプラヤ川プロジェクトの灌漑地域、大湿地帯</li> </ul>		2012 年以降	農業・協同組合省、天然資源・環境省、内務省
<b>7. 水管理を改善するための計画</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>早急に水資源管理基本計画に基づく実行計画を策定するために、特別委員会による実行計画に基づいた指揮管理を可能とする</li> <li>国の水資源管理機関を永久的なものとする</li> </ul>		2012 年以降	首相府及び関連機関
<b>8. 全地方における大洪水管理に対する理解、認識、協力体制の構築</b> プロジェクト例 <ul style="list-style-type: none"> <li>普及・広報活動により国民が水管理計画に関する政府の対応を理解・認識し、地域内のコミュニティやボランティア研修を通じて国民が意見を述べ、水管理を行う機会を提供する</li> </ul>		2012 年以降	首相府及び関連機関
計	300,000		

出所) 科学技術省、首相府、水資源及び洪水管理委員会「タイ王国の持続的水資源管理システム及び洪水問題解決システムの構築設計のための コンセプチュアルプラン」土木学会国際センターによる日本語仮約  
[http://committees.jsce.or.jp/kokusai/system/files/①-3\\_日本語付属資料（仮訳版）.pdf](http://committees.jsce.or.jp/kokusai/system/files/①-3_日本語付属資料（仮訳版）.pdf)

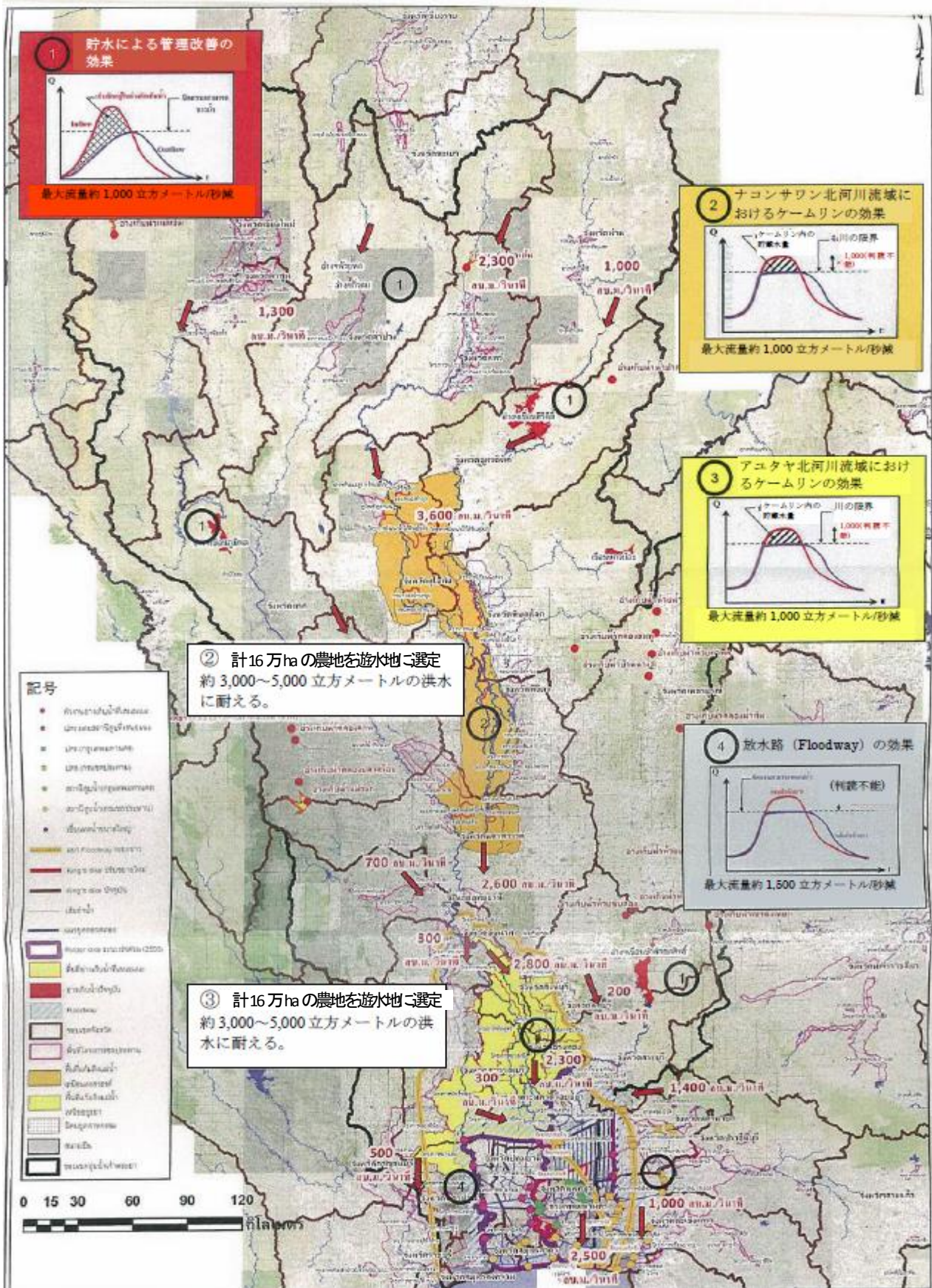


図 19 チャオプラヤ川流域の洪水対策ゾーニング図

出所) 科学技術省、首相府、水資源及び洪水管理委員会「タイ王国の持続的水資源管理システム及び洪水問題解決システムの構築設計のための コンセプチュアルプラン」土木学会国際センターによる日本語仮約に一部著者追加  
[http://committees.jsce.or.jp/kokusai/system/files/①-3\\_日本語付属資料（仮訳版）.pdf](http://committees.jsce.or.jp/kokusai/system/files/①-3_日本語付属資料（仮訳版）.pdf)

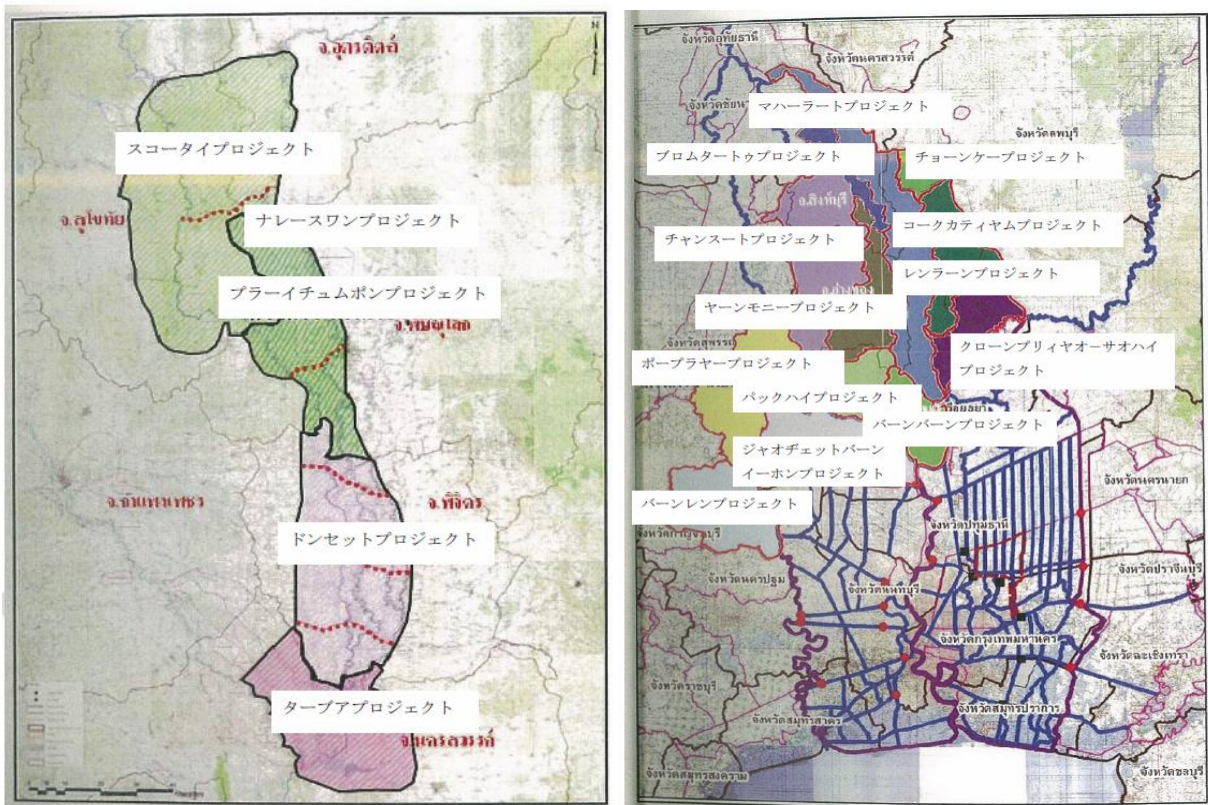
### 4.3.1 農業関連

#### ゾーニングと遊水地の設置

「チャオプラヤ川流域の統合・持続可能な洪水対策行動計画」の氾濫原の農地におけるケームリン（遊水地）設置は、2012 年以降 3~5 年かけて実施される予定で、下図に示される地域が対象となっている。以下の手順で実施するとされている。<sup>55</sup>

- 1) 農地の周囲の堤防、水門、排水路、水路、調節地を改良し、水供給管理、貯水・排水準備をする。
- 2) 住民、農民への説明会を開いて理解を得、貯水事業の必要性があることを認識してもらう。
- 3) 現実と時代に合った明確な改善措置、洪水期間の救済策や洪水後の回復措置について規定し、事前公表によって周知させる。
- 4) 水の移動規定・時期を決定し、連絡と経過報告、明確な支援措置を提供する。
- 5) 地域コミュニティを包囲するシステムを改善し、建設事業（堤防、水門、調節地、排水路、配管など）の準備をする。事業実施については、建築都市開発局に委託し、県、市、地区と協力して行う。
- 6) チャオプラヤ川流域の農地を守るための堤防の高さを決めて改良を加え、対象地区以外での分岐水路出口の建造物、排水路を規定に沿ったものとする。灌漑局に委託し、県、各地域の自治体と協力して実施する。

2012 年 10 月 11 日のコメ局へのヒアリングによれば、これら一連のゾーニング計画に従い、農業分野において、栽培作物や品種についても栽培・生産適地の特定が行われるとの計画である。



ナコンサワン北部（図 19②）

アユタヤ北部（図 19③）

図 20 チャオプラヤ川流域の洪水対策における遊水地設置プロジェクト配置図

出所) 図 19 と同じ

<sup>55</sup> 以下のリストは前掲脚注 47 より全文抜粋し、一部を著者が変更した。

## JICA 等の支援

JICA はタイ側からの要請を受け、2011 年に発生した洪水災害に対するタイ政府の短中期的な取り組みを支援するために、2012 年 3 月～2013 年 6 月に約 4.8 億円で開発計画調査型の技術協力を実施しており、①短期的支援として牧草地の生産力回復支援、灌漑排水施設復旧への技術支援、②中期的支援として灌漑排水施設改修への技術支援及び試験施工、災害に強い農業・農村づくりガイドラインの策定を行っている。

他に、ASEAN や世銀/ADB が緊急の調査チームを派遣、また FAO による家畜飼料供与等の支援が行われている。

表 34 JICA タイ王国 タイ農業セクター洪水対策プロジェクトの主要な内容

### <コンポーネント 1：牧草地の生産力回復支援>

- ① 肥料と牧草苗の配布状況のモニタリング
- ② 牧草の持続的生産管理にかかる技術研修の実施
- ③ 洪水時の牧草地回復にかかるタイ側政策・計画の改善策提言

### <コンポーネント 2：灌漑排水施設復旧・改修支援>

- ① タイ政府の実施する灌漑施設の復旧に対する技術的助言
- ② 中長期的な改修が必要な構造物の洗い出し、概略設計、及びその一部の試験施工
- ③ 灌漑施設損傷の要因解析と中長期的な灌漑施設改修方針の提案
- ④ JICA が過去に支援した灌漑施設他、農業関連施設の被害状況確認と対応策検討

### <コンポーネント 3：災害に強い農業・農村づくり支援>

- ① モデル地区の選定とその詳細把握
- ② 2011 年洪水の被害分析
- ③ 2011 年洪水被害拡大の原因分析
- ④ 洪水被害軽減策の検討及び計画（案）策定
- ⑤ タイ政府及び地方自治体の政策・計画及び洪水対策 MP との調整
- ⑥ モデル事業による洪水被害軽減策の施行
- ⑦ モデル地区における災害に強い農業・農村づくり計画の策定
- ⑧ 災害に強い農業・農村づくりガイドラインの作成

出所) JICA タイ王国 タイ農業セクター洪水対策プロジェクト 事業事前評価表

## 添付資料 1 参考文献

- FAO, 2009. *National Fishery Sector Overview-Thailand*, Available at:  
[ftp://ftp.fao.org/FI/DOCUMENT/fcp/en/FI\\_CP\\_TH.pdf](ftp://ftp.fao.org/FI/DOCUMENT/fcp/en/FI_CP_TH.pdf) [Accessed February 27, 2013].
- Maneechansook, C., 2011. *Value Chain of Rice Exported from Thailand to Sweden*, Available at:  
<http://bada.hb.se/bitstream/2320/8306/1/2011MF07.pdf>.
- Ramos, C.G., 2005. *Public Sector Interventions in the Rice Sector in Thailand*, Rice Watch and Action Network. Available at:  
[http://www.r1phils.org/PDF%20Files/State\\_Intervention/7Thailand.pdf](http://www.r1phils.org/PDF%20Files/State_Intervention/7Thailand.pdf) [Accessed August 23, 2012].
- Raza, A., 2012. *Pakistan Grain and Feed Annual 2012*, USDA FAS. Available at:  
[http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Grain%20and%20Feed%20Annual\\_Islamabad\\_Pakistan\\_3-26-2012.pdf](http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Grain%20and%20Feed%20Annual_Islamabad_Pakistan_3-26-2012.pdf).
- Shigetomi, S., 2011. 4 Thailand: Toward A Developed, Rice-Exporting Country. In *The world food crisis and the strategies of Asian rice exporters*. IDE Spot Survey. IDE-JETRO, pp. 73–93. Available at: [http://d-arch.ide.go.jp/idedp/SPT/SPT003200\\_006.pdf](http://d-arch.ide.go.jp/idedp/SPT/SPT003200_006.pdf).
- ジェトロ 輸出促進・農水産部, 2008. タイの農業政策、農業の現状と周辺国を巡る動き, Available at:  
<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000165/honbun.pdf> [Accessed November 7, 2012].
- タイ国家経済社会開発庁（NESDB）, 2012. タイにおける今後の開発と水管理計画.
- 伊東正一, 2007. ベトナムのコメ経済及びコメ輸出メカニズム, Available at:  
[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai\\_nogyo/k\\_syokuryo/h18/pdf/h18\\_asia\\_02.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h18/pdf/h18_asia_02.pdf).
- 井上荘太郎, 2012. 第 1 章 カントリーレポート：タイー政治変動とコメ政策－. In 「世界の主要国・地域の農業、貿易を巡る事情、政策等に関する研究 平成 23 年度カントリーレポート」. 農林水産政策研究所, pp. 1–32. Available at:  
[http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/tv\\_cr23-1.pdf](http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/tv_cr23-1.pdf) [Accessed August 23, 2012].
- 井上荘太郎, 2011. 第 4 章 カントリーレポート：タイ. In 平成 22 年度カントリーレポート：中国, タイ. 所内プロジェクト [二国間] 研究資料. 農林水産政策研究所, pp. 95–140. Available at:  
[http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/tv\\_cr23-1.pdf](http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/tv_cr23-1.pdf) [Accessed August 23, 2012].
- 岡江恭史, 2012. 第 2 章 カントリーレポート：ベトナムーコメ輸出大国の新政策－. In 第 2 号 平成 23 年度カントリーレポート. 農林水産政策研究所. Available at:  
[http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/tv\\_cr23-2.pdf](http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/tv_cr23-2.pdf) [Accessed February 27, 2013].
- 株式会社日本総合研究所, 2012. 第 4 章 インドの農業基本政策・制度. In 平成 23 年度 海外農業情報調査

分析事業（アジア） 報告書. pp. 147–210. Available at:

[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai\\_nogyo/k\\_syokuryo/h23/pdf/asia04.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h23/pdf/asia04.pdf).

株式会社日本総合研究所, 2011. 第 4 章 ベトナム農業の現状と農業・貿易政策. In 平成 22 年度海外農業情報調査分析・国際相互理解事業 海外農業情報調査分析（アジア）報告書. Available at:

[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai\\_nogyo/k\\_syokuryo/h22/pdf/asia\\_h22\\_04.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h22/pdf/asia_h22_04.pdf).

吉村力 & 佐々木勝憲, 2010. 海外駐在員レポート タイのプロイラー産業をめぐる最近の状況について. 畜産の情報, (245), pp.76–89.

高橋大輔 & 櫻井武司, 2007. インド公的食料分配システムの政治経済学：経済自由化における食料安全保障. 農業経済研究. 別冊, 日本農業経済学会論文集, 2007, pp.543–550.

山本博史, 2004. タイのプロイラー産業–FTA 交渉と鳥インフルエンザ問題のなかで（今月のテーマ 東アジアの農業と FTA）. 農林金融, 57(7), pp.440–452.

室屋有宏, 2009. 変貌するコメの国際市場–タイの輸出構造との関連を中心に（東アジアにおける米生産の現況）. 農林金融, 62(8), pp.412–426.

重富真一, 1996. タイ農村の開発と住民組織, アジア経済研究所.

重富真一, 久保研介 & 塚田和也, 2009. アジア・コメ輸出大国と世界食料危機–タイ・ベトナム・インドの戦略, 日本貿易振興機構アジア経済研究所.

小林弘明, 2011. 第 7 章 タイ –先進国型への転換が進むタイの食料・農業政策–. In 平成 22 年度世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究 研究報告書. 世界食料プロジェクト研究資料.

Available at: <http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/jukyu3-8s.pdf>.

植田瞬, 2012. タイ：豚肉市場における最近の状況. 独立行政法人農畜産業振興機構. Available at:

[http://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01\\_000480.html](http://www.alic.go.jp/chosa-c/joho01_000480.html) [Accessed February 27, 2013].

前田昌宏, 2011. タイのキャッサバ生産事情. 独立行政法人農畜産業振興機構. Available at:

[http://www.alic.go.jp/joho-d/joho08\\_000051.html](http://www.alic.go.jp/joho-d/joho08_000051.html) [Accessed February 27, 2013].

塚田和也, 2010. ベトナムのコメ輸出規制（特集 途上国の穀物輸出–その現状と展望）. アジ研ワールド・トレンド, 16(4), pp.12–15.

藤田幸一, 2006. インドの農業・貿易政策の概要, Available at:

[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai\\_nogyo/k\\_syokuryo/h17/pdf/h17\\_asia\\_05.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h17/pdf/h17_asia_05.pdf).

農林水産省, 2012. 世界一の米輸出国をめざすインド, Available at:

[http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/jki/j\\_rep/monthly/201203/pdf/monthly\\_topics\\_1203.pdf](http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/jki/j_rep/monthly/201203/pdf/monthly_topics_1203.pdf).

不破信彦, 2009. フィリピン農業政策, 農林水産省. Available at:

[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai\\_nogyo/k\\_syokuryo/h20/pdf/h20\\_asia\\_05.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h20/pdf/h20_asia_05.pdf).

木下瞬 & 前田昌宏, 2012. タイの砂糖生産の実態と政策動向. 独立行政法人農畜産業振興機構.

Available at: [http://www.alic.go.jp/joho-s/joho07\\_000423.html](http://www.alic.go.jp/joho-s/joho07_000423.html) [Accessed February 27, 2013].

木口雅司 et al., 2012. 2011 年タイ・チャオプラヤ川における洪水被害, Available at:

<http://www.jiid.or.jp/ardec/ardec46/ard46-thai.html>.

林義隆 & 佐々木勝憲, 2008. 海外駐在員レポート タイ飼料産業の現状について. 畜産の情報, (228),

pp.80-96.

林義隆, 斎藤孝宏 & 佐々木勝憲, 2007. タイの養豚産業の現状と課題-豚肉調製品の輸出拡大を目指す.  
畜産の情報, 海外編, (213), pp.66-80.